

福島県農林水産業振興計画（見直し）
中間整理案〔第2稿〕

令和7年10月
福島県農林水産部

目 次

1		
2	第1章 総 説	
3	1 計画策定の趣旨	5
4	2 計画の位置付け	5
5	3 計画期間	5
6	第2章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢	
7	第1節 本県における農林水産業・農山漁村の現状	
8	1 東日本大震災と原子力災害からの復興	7
9	2 担い手・生産基盤の動向	13
10	3 農林水産物の安全確保・生産等の動向	16
11	4 農山漁村の状況	22
12	第2節 農林水産業・農山漁村を取り巻く社会情勢の変化	
13	1 食料消費構造の変化	26
14	2 田園回帰（地方への移住）の動き	26
15	3 国際的な動き	27
16	4 新型コロナウイルス感染症による影響と変化	28
17	第3章 ふくしまの農林水産業・農山漁村のめざす姿	
18	第1節 基本目標	31
19	第2節 めざす姿	32
20	第3節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向	33
21	第4章 施策の展開方向	
22	第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化	
23	1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援	39
24	2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化	43
25	3 風評の払拭	46
26	第2節 多様な担い手の確保・育成	
27	1 農業担い手の確保・育成	50
28	2 林業担い手の確保・育成	53
29	3 漁業担い手の確保・育成	54
30	4 経営の安定・強化	55
31	第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進	
32	1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備	60
33	2 林業生産基盤の整備	62
34	3 漁業生産基盤の整備	63
35	4 戦略的な品種・技術の開発	64

1	第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践	
2	1 県産農林水産物の安全と信頼の確保	67
3	2 戦略的なブランディング	69
4	3 消費拡大と販路開拓	73
5	第5節 戦略的な生産活動の展開	
6	1 県産農林水産物の生産振興	78
7	2 産地の生産力強化	82
8	3 産地の競争力強化	86
9	第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生	
10	1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進	92
11	2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮	93
12	3 快適で安全な農山漁村づくり	96
13	4 地域資源を活用した取組の促進	98
14	第5章 地方の振興方向	
15	第1節 県北地方	102
16	第2節 県中地方	106
17	第3節 県南地方	110
18	第4節 会津地方	114
19	第5節 南会津地方	118
20	第6節 相双地方	122
21	第7節 いわき地方	126
22	第6章 計画実現のために	
23	1 計画の推進に当たっての考え方	131
24	2 計画の進行管理	131
25	参考資料	
26	1 関連する主な計画等	133
27	2 指標一覧	137
28	3 策定経過	141

Column (コラム)

福島県のスローガン「はじめる」から「かなえる」へ	3
みどりの食料システム戦略	29
SDGs (エスディージーズ)	35
「ふくしま」ならでは	47
頻発、激甚化する気象災害や新型コロナウイルス等のリスクへの対応	56
ふくしま型漁業	77

Column

福島県のスローガン 「はじめる」 から「かなえる」へ

ふくしまから はじめよう。（平成 24 年 3 月 11 日～）

ひとりひとりが復興に向けて歩み始めよう。

そして、ふくしまから、新たな流れを創っていこう。

福島県は、大震災そして原子力災害から必ず立ち直ります。

福島県の復興は、新たな社会の可能性を

示していくということでもあります。

ふくしまから新たな流れを創っていきたい。

「ふくしまから はじめよう。」は、

そうした、未来への意志を込めたスローガンです。



ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま（令和 3 年 3 月 12 日～）

震災から 10 年を機に、福島県は、

「ふくしまから はじめよう。」からのバトンを渡す、

新スローガンを策定しました。

「はじめる」から「かなえる」へ。

ひとりひとりの力を重ね、それぞれの想いを繋ぎ、ともに、

ひとつずつ、しっかりと、カタチにし続けていこうと。



新スローガン「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」は、

復興に向けて歩んできた「これまで」と、

新しい未来に繋げていく「これから」と、

県民のみなさんひとりひとりの「今」を重ねたメッセージです。

ロゴのデザインは、さまざまな人々が集まって作る「実現」を、

豊かで多様な色と形の集積で形成しています。

1

第 1 章 総 説

2

3

4

5 1 計画策定の趣旨

6 2 計画の位置付け

7 3 計画期間

8

9

10

11

12

13

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と、震災に続く原子力災害により、本県農林水産業は、かつてない甚大な被害を受けました。大津波により生産基盤は大きく損なわれるとともに、原子力災害においては、国の避難指示や農林水産物の出荷制限、風評による販路の縮小と市場価格の下落など深刻な事態に直面しました。

これまで、農林漁業者を始め、行政、団体等関係者の懸命な努力により、大きく落ち込んだ農業産出額が令和元年に 2,086 億円まで回復するなど、本県の農林水産業の復興・再生は着実に進んでいます。一方、10 年が経過した現在でも、一部の農林水産物に対する出荷制限や根強い風評が残り、また、営農再開が進まない地域があるなど、依然として多くの課題が残っています。

県内に限らず、農林漁業者の減少と高齢化、人口減少に伴う食料需要の減少、家畜伝染病の発生など、国内の農林水産業や農山漁村を取り巻く環境は大きく変化しています。また、国際的には、TPP¹や日EU・EPA²及び日米貿易協定³の発効等、貿易の自由化の進展や世界的な地球温暖化対策の意識の高まりなど、我が国を取り巻く環境も著しく変容を続けており、さらに、新型コロナウイルス感染症など新たな脅威による課題にも直面しています。

こうした状況を踏まえ、時代に即した農林水産業・農山漁村の振興施策を進めていくため、県が行う長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示すものとして、新しい計画を策定します。

なお、重点的な施策、品目等については個別計画等（巻末の「関連する主な計画等」を参照）において、施策の具体的内容、目標等を定めます。

2 計画の位置付け

この計画は、県政運営の基本方針である福島県総合計画の農林水産分野の計画として、また、農業・農村分野においては、福島県農業・農村振興条例第 19 条に定める基本計画として、本県の農林水産業・農山漁村に関する各種計画の上位計画に位置付けられるものであり、本県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を明らかにするものです。

また、推進に当たっては、農林水産業・農山漁村に関する他部局の計画などとの連携を図ります。

3 計画期間

この計画は、子どもたちが社会を担う将来の本県農林水産業・農山漁村のあるべき姿を描きつつ、令和 4 年度を初年度とし、令和 12 年度を目標年度とする 9 か年の計画とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

¹ TPP11：環太平洋パートナーシップ協定（TPP12）から離脱した米国以外の 11 か国間の経済連携協定で、2018 年 12 月 30 日に発効。2021 年 9 月にペルー共和国で発効。

² 日EU・EPA：日本とEU（欧州連合）間の経済連携協定で、2019 年 2 月 1 日に発効。

EPA：貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

³ 日米貿易協定：日本と米国間における物品貿易に関する協定で、2020 年 1 月 1 日に発効。

1

2

第 2 章 農林水産業・農山漁村をめぐる情勢

3

4

5

第 1 節 本県における農林水産業・農山漁村の現状

6

1 東日本大震災と原子力災害からの復興

7

2 担い手・生産基盤の動向

8

3 農林水産物の安全確保・生産等の動向

9

4 農山漁村の状況

10

第 2 節 農林水産業・農山漁村を取り巻く社会情勢の変化

11

1 食料消費構造の変化

12

2 田園回帰（地方への移住）の動き

13

3 国際的な動き

14

4 新型コロナウイルス感染症による影響と変化

15

16

17

第1節 本県における農林水産業・農山漁村の現状

- 本県は、全国第3位の広大な県土面積を有しており、そのうち森林が71%、農地が11%を占めています。また、中通り、会津、浜通りの3地方に大別される特色ある県土構造により、冬季温暖で日照時間が長い浜通り地方から、気温の日較差の大きい会津地方に至るまで、それぞれの特徴をいかした地域性豊かな農林水産業が展開されています。
- 東北6県では宮城県に次ぐ180万人強の人口を抱える消費地としての性質を有しながら、国内人口の約3分の1を占める首都圏に隣接し、東京から200km圏であるという有利な地理条件と高速交通網をいかし、農産物や木材、魚介類などを首都圏等の大消費地へ供給しています。

【3地方、7地域から成る県土】



1 東日本大震災と原子力災害からの復興

- 平成23年3月に発生した東日本大震災とそれに続く原子力災害では、地震・津波によって農地や農林水産業施設等に大きな被害が生じただけでなく、原子力災害により、営農休止や、沿岸漁業の操業自粛、放射性物質の影響による作付・出荷の制限、風評による価格下落等、本県の農林水産業はこれまでに経験したことのない苦境に直面しました。
- 震災から10年が経過し、地震や津波による被害からの復旧はほぼ完了していますが、原子力災害に起因する複合的な影響はいまだ残っており、農業産出額等も震災以前の水準に回復していない状況にあります。

【東日本大震災からの農林水産業関連復旧状況】

1
2

1
2



3

- 4 ○ 県産農林水産物の安全性を確保するため、放射性物質の基準値を超過した農林水産物が流通し
5 ないよう、生産段階における放射性物質の吸収抑制対策⁴を講じるとともに、出荷前の緊急時
6 環境放射線モニタリング⁵（以下「モニタリング検査」という。）や出荷制限を受けている品目
7 が流通しないための措置を継続して実施しています。
- 8 ○ 農業については、避難指示が解除された地域での営農再開が徐々に進んでおり、令和3年3月
9 末時点での営農再開率^{*}は 38.0%となっています。避難指示解除が早かった地域での営農再
10 開率は 60%を超えるとともに、タマネギやサツマイモ、花き、水稻育苗ハウスを活用したぶ
11 どう栽培等、新たな品目へのチャレンジが始まるなど着実な進展が見られますが、避難指示の
12 解除が遅かった地域などでは、長期の避難による担い手不足が深刻化しています。
- 13 ○ 帰還困難区域においては、特定復興再生拠点区域等において除染が実施されるとともに、水稻
14 の試験栽培等が始まっており、今後、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、避難指示
15 の解除が進められる予定です。

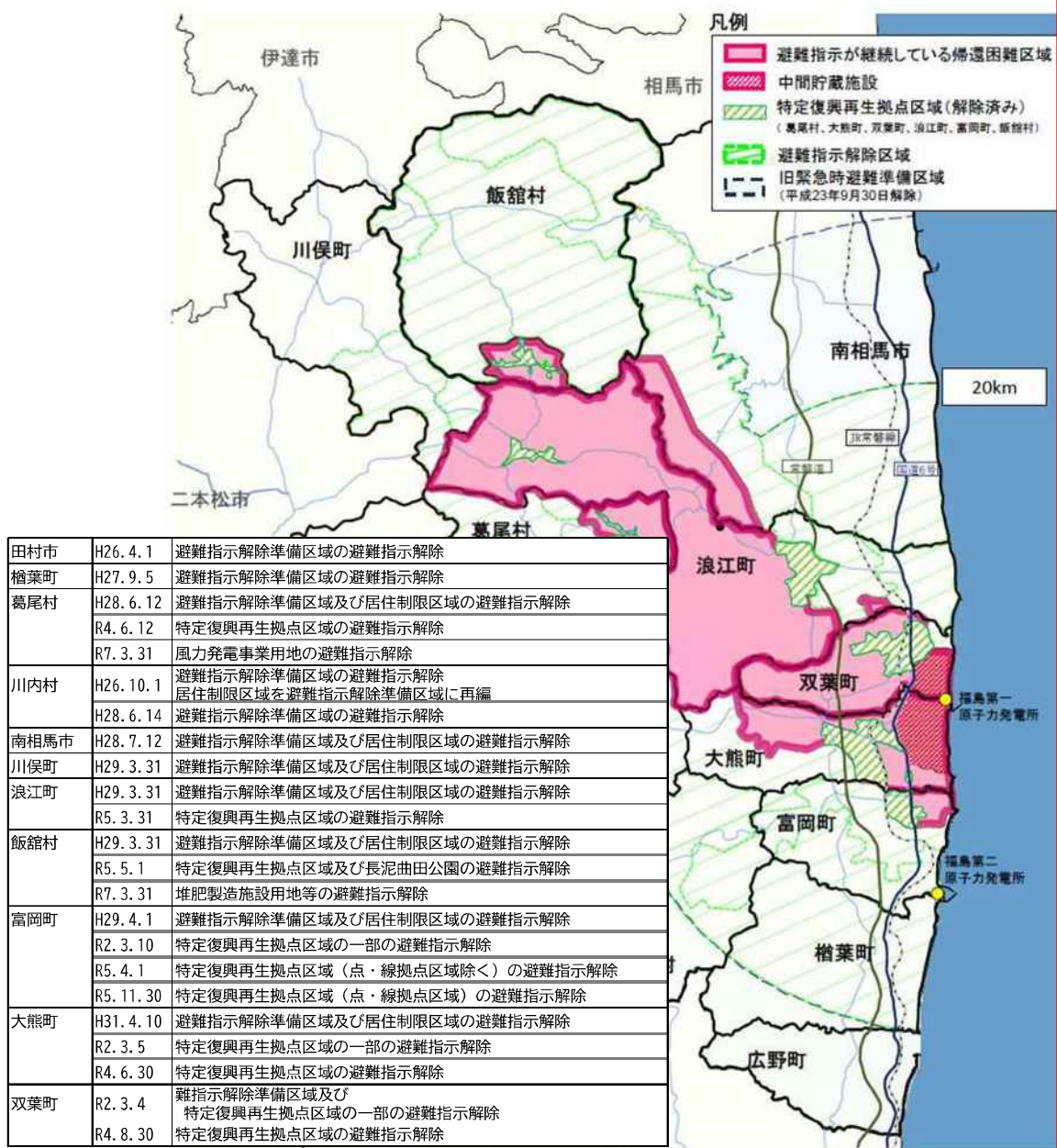
16

⁴ 放射性物質の吸収抑制対策：作物は土壌中のカリが不足すると放射性セシウムを吸収しやすくなることから、カリを含む資材を施用し土壌中のカリ濃度を適切に維持する取組。その他、ゼオライト等の放射性物質を吸着する資材の施用や、放射性物質が高濃度に蓄積する表土の除去又は反転耕（土層の天地返し）、果樹の樹皮洗浄や粗皮削りなどの対策がある。

⁵ 緊急時環境放射線モニタリング：原子力災害特別措置法に基づき、原子力災害の状況を把握するために行う放射線量測定等の措置。農林水産物については、厚生労働省の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」等により検査を行っている。

1

【避難指示区域の概念図（令和7年3月31日時点）】



（出典ふくしま復興情報ポータルサイト）

2

3

【避難地域等における営農再開率（令和6年度末時点）】

市町村名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
川俣町	0%	0%	0%	1%	1%	3%	31%	40%	46%	57%	63%	69%	73%
田村市	1%	35%	55%	58%	59%	59%	59%	59%	57%	57%	60%	61%	70%
南相馬市	7%	10%	28%	27%	40%	43%	50%	53%	58%	63%	65%	69%	72%
広野町	3%	47%	66%	72%	75%	75%	78%	81%	86%	78%	85%	86%	89%
檜葉町	0%	0%	1%	1%	5%	8%	15%	40%	66%	66%	71%	72%	77%
富岡町	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%	2%	4%	14%	24%	29%	34%
川内村	0%	33%	41%	48%	55%	61%	61%	60%	59%	60%	59%	59%	59%
大熊町	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	4%	7%
双葉町	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	1%
浪江町	0%	0%	0%	0%	0%	0%	1%	2%	7%	13%	20%	27%	33%
葛尾村	0%	0%	0%	0%	2%	3%	7%	10%	14%	17%	29%	38%	46%
飯館村	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2%	6%	19%	28%	32%	33%	33%
計	3.1%	7.9%	17.0%	17.3%	23.0%	25.1%	29.1%	32.2%	38.0%	42.6%	46.3%	49.7%	52.9%

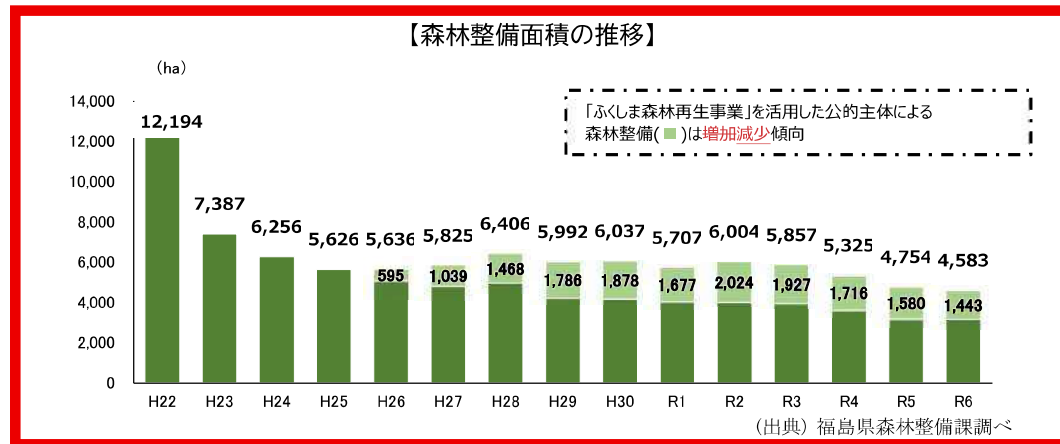
※営農休止面積に対する営農再開面積の割合

（出典）農業振興課調べ

4

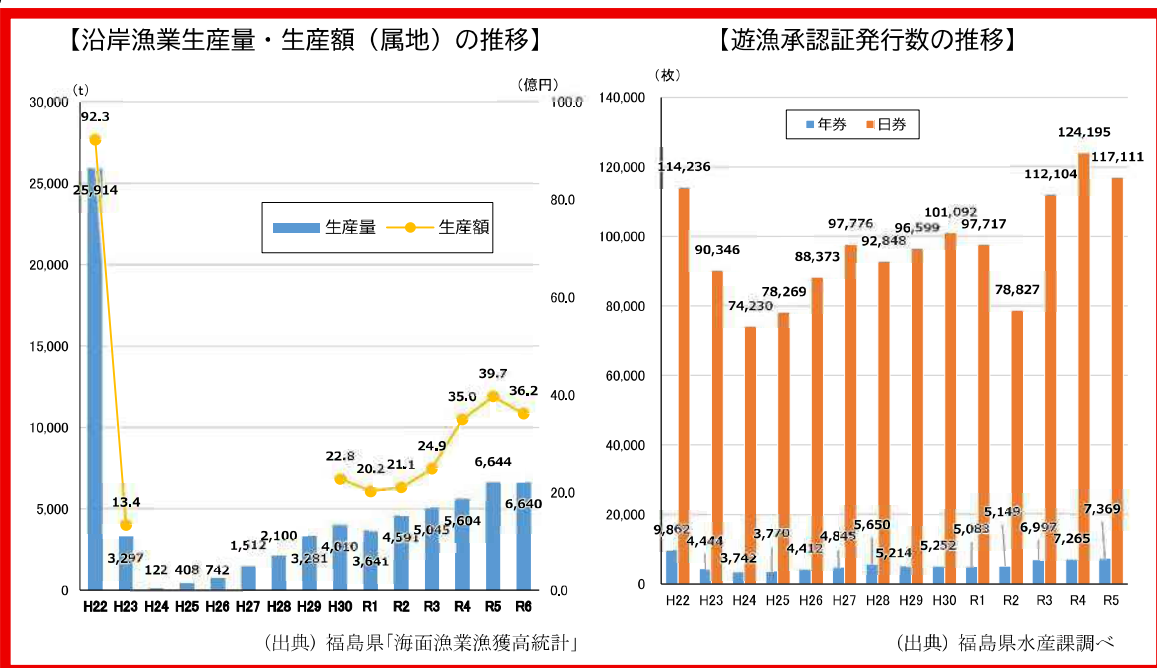
5

- 1 ○ 林業については、東日本大震災や原子力災害の影響を受けて森林整備面積が大きく落ち込みま
2 した。現在の森林整備面積は、震災前の半分程度に留まっています。



- 3
- 4 ○ 海面漁業については、最も多いときで42魚種が国から出荷制限を指示されましたが、令和3
5 年12月時点で全て解除されています。震災で大きく落ち込んだ沿岸漁業は、平成24年から
6 開始された試験操業⁶の拡大によって徐々に生産量・生産額共に回復傾向にあり、令和3年4
7 月からは本格的な操業への移行期間として、更なる操業の拡大が見込まれます。
- 8 ○ 内水面漁業については、令和2年12月現在、8区域において7魚種が出荷制限を指示されて
9 おり、遊漁承認証の発行数はまだ震災前の水準には戻っていません。

10



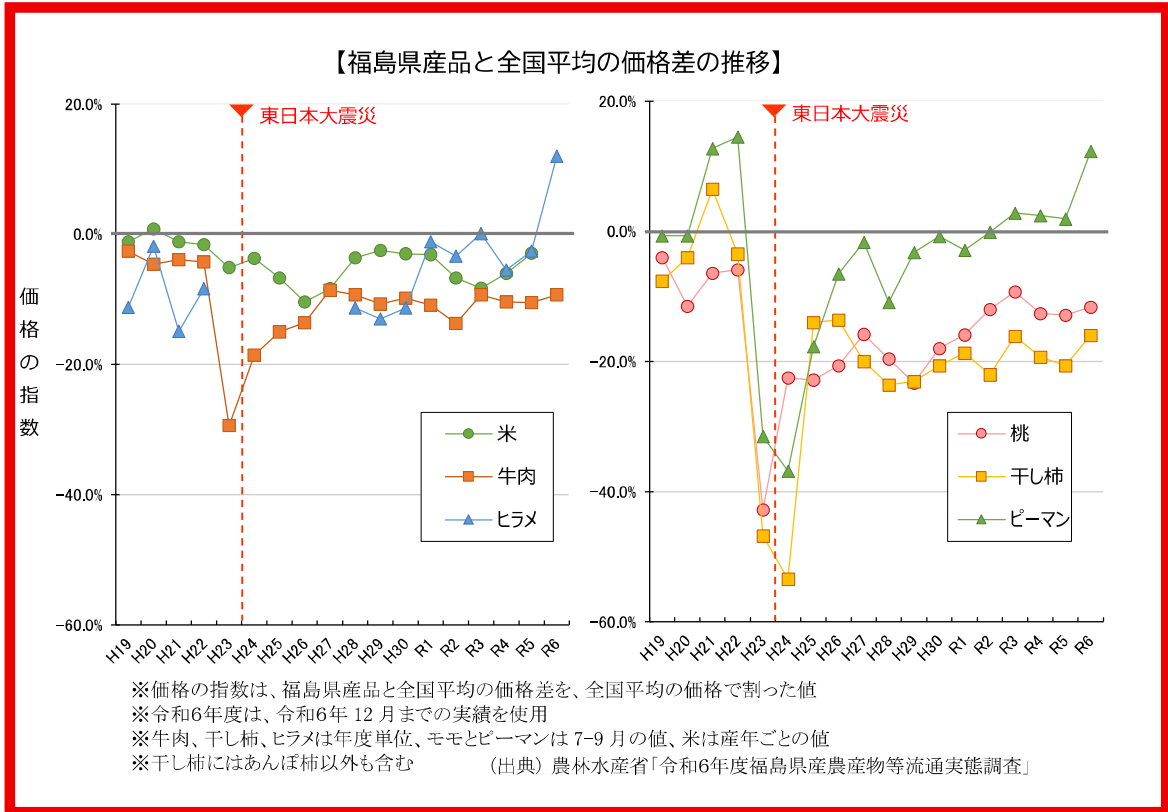
11

12

⁶ 試験操業：安全性が確保される魚種を対象に、海域を限定した操業と販売を試験的に行い、出荷先での評価を調査し、操業再開に向けた基礎データを得る取組。平成24年6月～令和3年3月に実施された。

- 1 ○ 農林水産省が実施している「福島県産農産物等流通実態調査⁷」によると、福島県産品の価格は回復傾向にあるものの、多くの品目で震災以前の水準まで戻っておらず、低下した価格水準の固定化が見られます。また、卸売業者や仲卸業者等の納入業者が、納入先の本県産品の取扱姿勢を実態よりもネガティブに評価している傾向にあることが明らかとなっています。

5



6

7

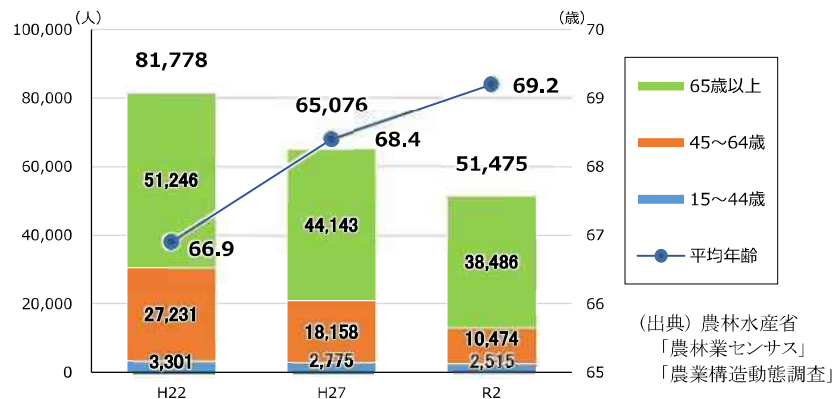
⁷ 福島県産農産物等流通実態調査：福島県の農林水産業の再生に向けて、福島県農産物等の販売不振等の実態と要因を明らかにするため、福島復興再生特別措置法に基づき、国が毎年実施している調査のこと。

2 担い手・生産基盤の動向

<農業>

- 個人経営体のうち、主に自営農業に従事する基幹的農業従事者は令和2年時点で約5万1千人と、平成22年の約8万2千人から4割近く減少しています。また、平均年齢は69歳となり、高齢化が一段と進んでいます。
- 新規就農者数は平成27年から7年連続で200人以上（令和4年以降は300人以上）と一定数を維持しています。内訳は新規参入者が約6割を占め、比較的若い年齢層や、農業法人で雇用される就農者が増加する傾向が見られます。

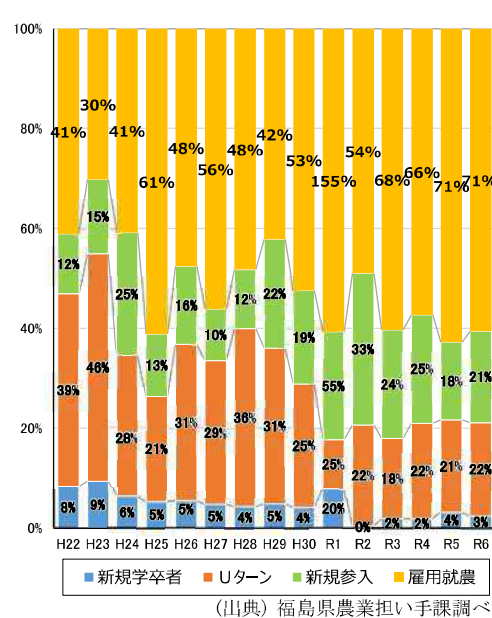
【基幹的農業従事者の推移】



【新規就農者数の推移】

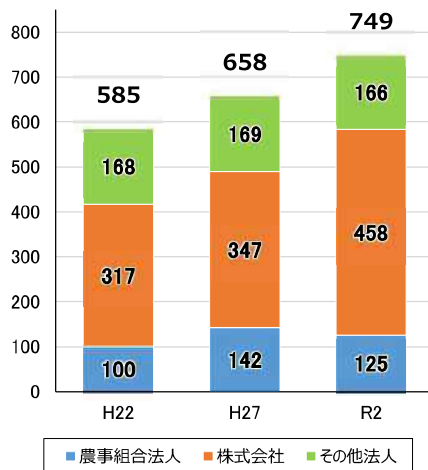


【新規就農者の内訳】



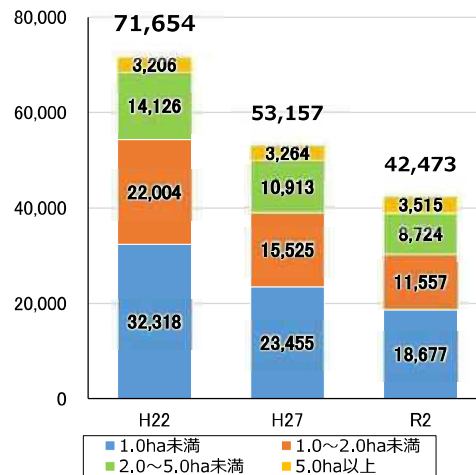
- 1 ○ 農業経営体数は減少しているものの、法人化している経営体数は増加しています。
- 2 ○ 経営耕地面積が5 ha 以上の農業経営体数が増加しており、農業経営の規模拡大が進んでいます。
- 3

【法人化している農業経営体数の推移】



(出典) 農林水産省「農林業センサス」

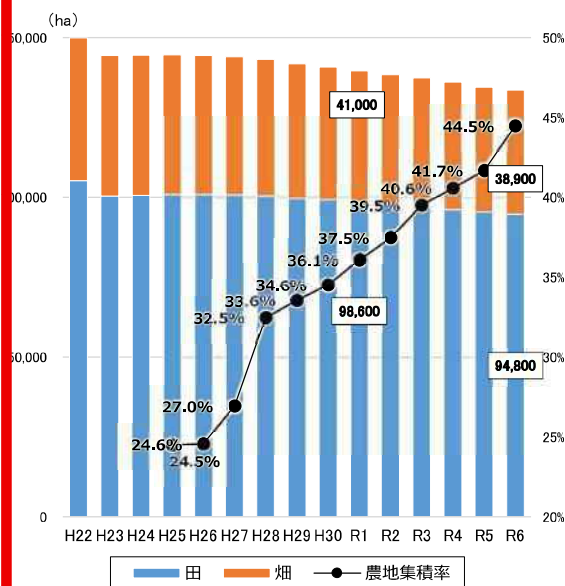
【経営耕地規模別農業経営体数の推移】



(出典) 農林水産省「農林業センサス」

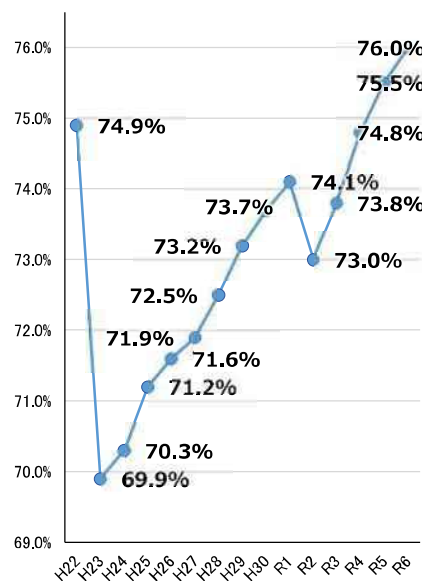
- 4
- 5 ○ 耕地面積は減少傾向にある一方、ほ場整備率（水田）は平成 23 年度以降上昇しています。

【耕地面積及び担い手への農地集積率の推移】



(出典) 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

【ほ場整備率（水田）の推移】

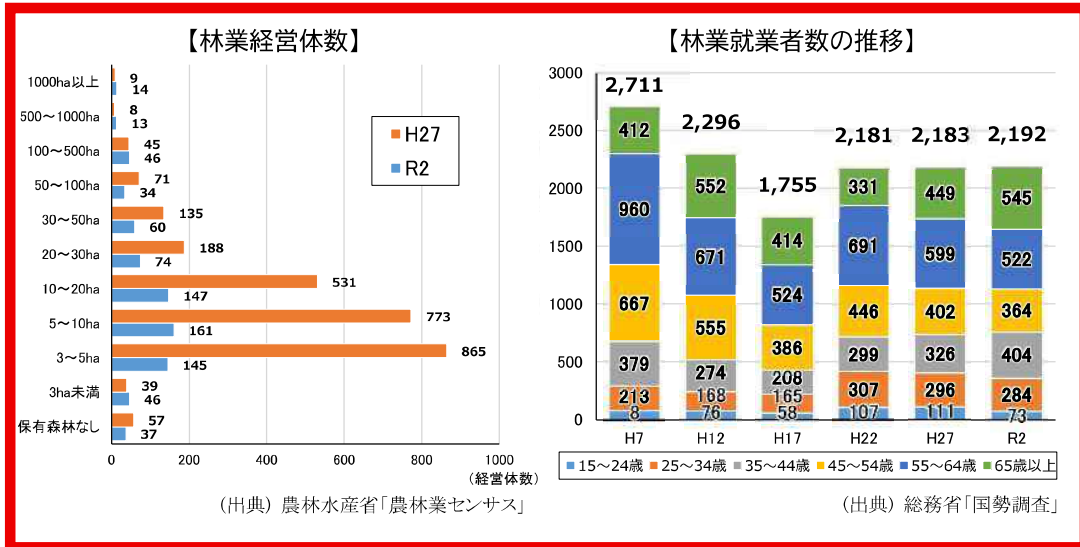


(出典) 福島県農村計画課調べ

1 <林業>

2 ○ 林業経営体数は令和2年2月時点で 777 経営体であり、5年前から7割以上減少してい
3 ます。保有山林面積が100ha未満の経営体数の減少が著しい一方、100ha以上の大規模経営
4 体は増加しています。

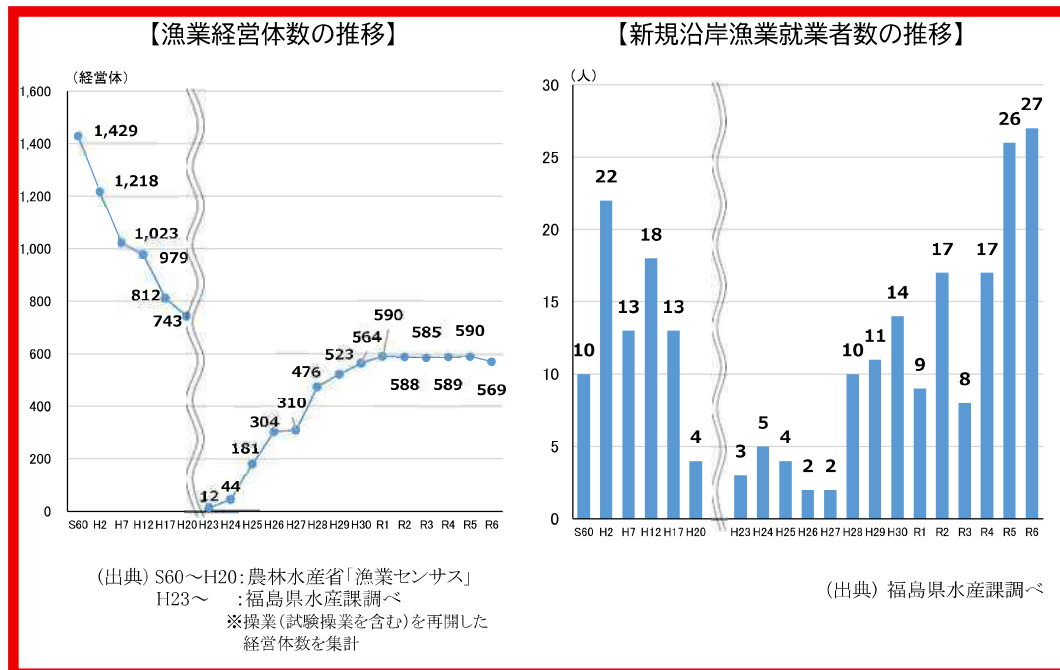
5 ○ 林業就業者数は 平成27 令和2 年時点で 2,183 2,192 人であり、おおむね半数が55歳以上と
6 なっています。



7

8 <水産業>

9 ○ 漁業経営体数は、震災により著しく減少しましたが、その後は回復に向かっています。ま
10 た、新規の沿岸漁業就業者数は震災後ゼロとなりま直後は2から5名程度でしたが、近年は
11 回復増加傾向にあります。



12

13

3 農林水産物の安全確保・生産等の動向

＜農林水産物の安全確保＞

- 県産農林水産物のモニタリング検査においては、近年では基準値を超過するケースは一部の野生の山菜、きのこ等を除き、見られなくなっています。

【基準値超過件数の推移】



【農林水産物等のモニタリング検査結果(令和6年度)】

種別	検査件数	基準値超過数	超過数割合
玄米	201 件	0 件	0.00%
野菜・果実	1,854 件	0 件	0.00%
畜産物	1,735 件	1 件	0.06%
栽培山菜・きのこ	591 件	0 件	0.00%
海産魚介類	3,257 件	0 件	0.00%
内水面養殖魚	20 件	0 件	0.00%
野生山菜・きのこ	414 件	2 件	0.48%
河川・湖沼の魚類	127 件	0 件	0.00%

※国のガイドラインに基づき福島県が実施している検査（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

※出荷・販売用の品目を対象にした検査（出荷制限等品目の解除に向けた検査を除く）

※基準値超過は、ねまがりだけ2点、牛肉1点（牛肉1点は、放射性物質が含まれていることを知らずに、廃業した畜産農家から譲渡された稲わらを誤って飼料したことが要因であり、特異なケースである。）

○米については、平成24年産から県内で生産される全ての米を全量全袋検査し、安全性を確認してきましたが、平成27年産以降通算5年間基準値超過がないことから、令和2年産より放射性物質検査の手法を見直し、一部の地域（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、川俣町（旧山木屋村））では全量全袋検査、それ以外の地域では抽出によるモニタリング検査により米の安全性を確認しています。

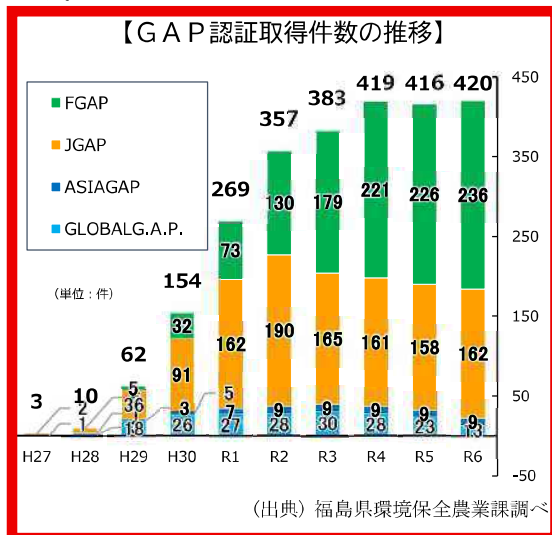
【米の全量全袋検査による基準値超過の状況】

	総検査点数	基準値超過点数
H24	10,345,302	71
H25	11,005,859	28
H26	11,014,940	2
H27	10,498,579	0
H28	10,265,961	0
H29	9,976,378	0
H30	9,250,695	0

	総検査点数	基準値超過点数
R1	9,492,194	0
R2	320,332	0
R3	306,817	0
R4	274,910	0
R5	80,762	0
R6	74,813	0

（出典）ふくしまの恵み安全対策協議会
放射性物質検査情報

○安全と品質の太鼓判となるGAP⁸（農業生産工程管理）の認証取得数は飛躍的に増加しています。



⁸ GAP（農業生産工程管理）：食品の安全確保を始め、環境保全、労働安全などの観点から、適切に農業生産を実施するための管理ポイントを整理し、それを記録、検証してより良い農業を実践するための手法のこと。

<輸出・直売等の動向>

- 県産農林水産物等の海外への輸出については、原子力災害の影響により、55 の国・地域において輸入規制措置がとられましたが、その後規制の緩和・解除が進み、令和3年10月現在で14まで減少しました。(令和7年6月時点では6まで減少)
- 平成24年からは東南アジアを中心に輸出実績を伸ばし、県産農産物の輸出量は令和元年度に300tを超えるなど、震災以前の水準を上回って推移しています。

【福島県産食品の輸入規制をしている国・地域】

【広い品目で輸入停止している(4)】 中国、香港、台湾、マカオ

【一部を輸入停止している(1)】 韓国

【検査証明書の添付等により、輸入を認めている(9)】

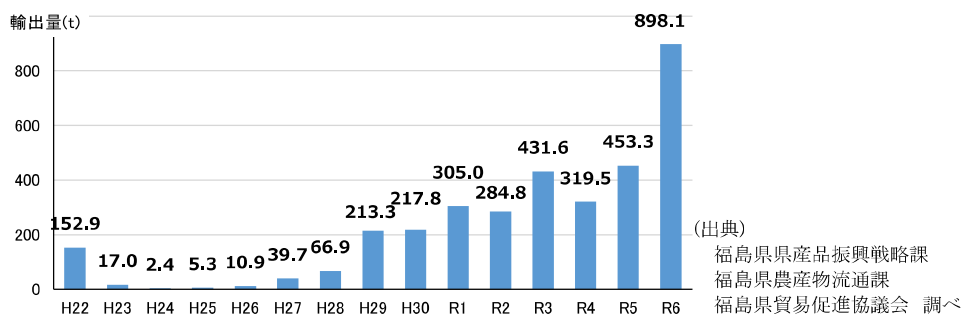
インドネシア、仏領ポリネシア、EU、英国（北アイルランドを除く）、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、ロシア (令和3年10月現在)

【広い品目で輸入停止している(3)】 中国、香港、マカオ

【一部を輸入停止している(2)】 韓国、ロシア

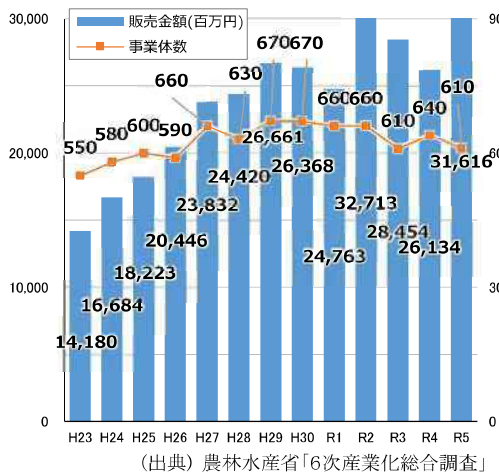
【検査証明書の添付等により、輸入を認めている(1)】 台湾 (令和7年6月現在)

【県産農産物の輸出量の推移】

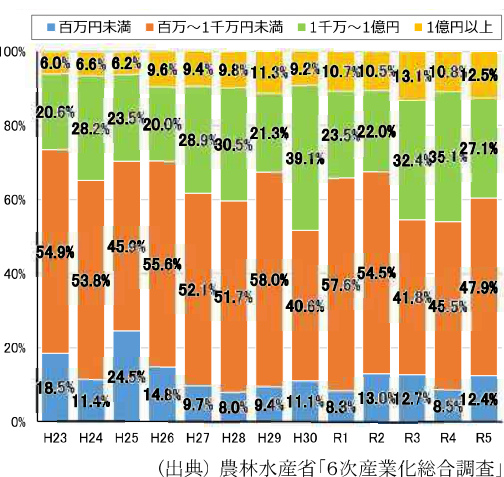


- 生産者と消費者との交流の拠点にもなっている農産物直売所における年間販売金額や事業体数は年々増加しています。

【年間販売金額及び事業体数の推移】



【年間販売金額規模別事業体数割合の推移】



1 <生産動向>

- 2 ○ 本県では、中通り、会津、浜通りの3地方それぞれの特徴をいかし、米やもも、きゅうり、花
3 き類、肉用牛など多彩な農林水産物が生産されています。

【主要農林水産物の生産状況】

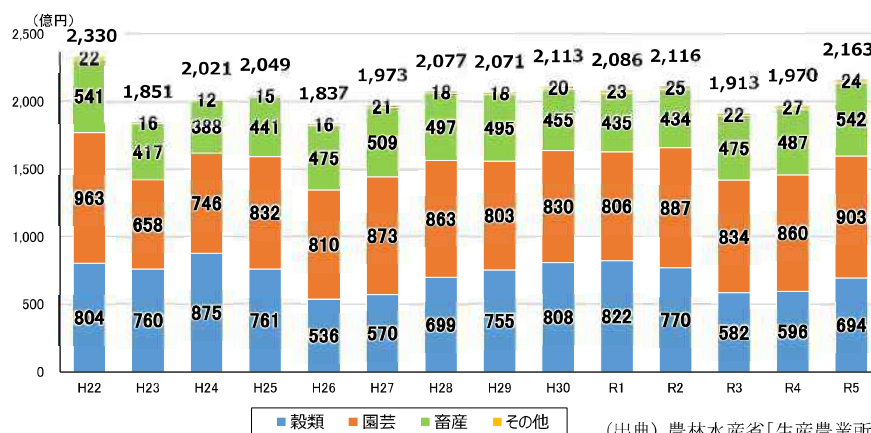
区 分		単位	年次	実 績		本県の シェア(%)	全 国	
				全国	福島県		順位	1位
農 業	水稻収穫量	t	R6	7,345,000	356,800	4.9	5	新 潟 県
	もも収穫量	〃	〃	109,700	29,100	26.5	2	山 梨 県
	日本なし収穫量	〃	〃	172,700	14,800	8.6	3	千 葉 県
	きゅうり収穫量	〃	〃	502,900	38,000	7.6	4	宮 崎 県
	トマト収穫量	〃	〃	662,600	21,400	3.2	8	熊 本 県
	アスパラガス収穫量	〃	R5	24,600	1,340	5.4	9	北 海 道
	さやいんげん収穫量	〃	〃	30,700	2,530	8.2	3	千 葉 県
	さやえんどう収穫量	〃	〃	16,700	965	5.8	4	鹿 児 島 県
	りんどう出荷量	千本	R6	68,300	2,980	4.4	4	岩 手 県
	トルコギキョウ出荷量	〃	〃	78,300	2,820	3.6	9	長 野 県
	宿根かすみそう出荷量	〃	〃	47,600	9,670	20.3	2	熊 本 県
	おたねにんじん収穫量	t	〃	9	5	55.6	1	(2位)長 野 県
	乳用牛飼養頭数	頭	〃	1,313,000	10,500	0.8	19	北 海 道
	肉用牛飼養頭数	〃	〃	2,672,000	50,500	1.9	16	北 海 道
	豚飼養頭数	〃	〃	8,798,000	111,600	1.3	21	鹿 児 島 県
	採卵鶏飼養羽数(ひな、成鶏めす)	千羽	〃	168,599	5,220	3.1	14	千 葉 県
地鶏(会津地鶏、川俣シャモ)	〃	R5	—	96	—	—	—	
肉用若鶏(ブロイラー)飼養羽数	〃	R6	144,859	751	0.5	26	鹿 児 島 県	
林業	なめこ生産量	t	R5	23,752	1,683	7.1	4	新 潟 県
	生しいたけ生産量	〃	〃	63,374	3,482	5.5	6	徳 島 県
水産	ヒラメ生産量(属人)	〃	〃	6,271	844	13.5	3	北 海 道
	コイ養殖生産量	〃	R6	1,617	580	35.9	2	茨 城 県

(出典) 農林水産省「作況調査」「野菜生産出荷統計」「畜産統計」「特用林産物生産統計調査」「海面漁業生産統計調査」他

○ 農業

震災後約2割減少した農業産出額は年々増加傾向となっているものの、依然として震災前の水準には戻っておらず、特に、園芸や畜産が震災前の水準まで戻っていません。

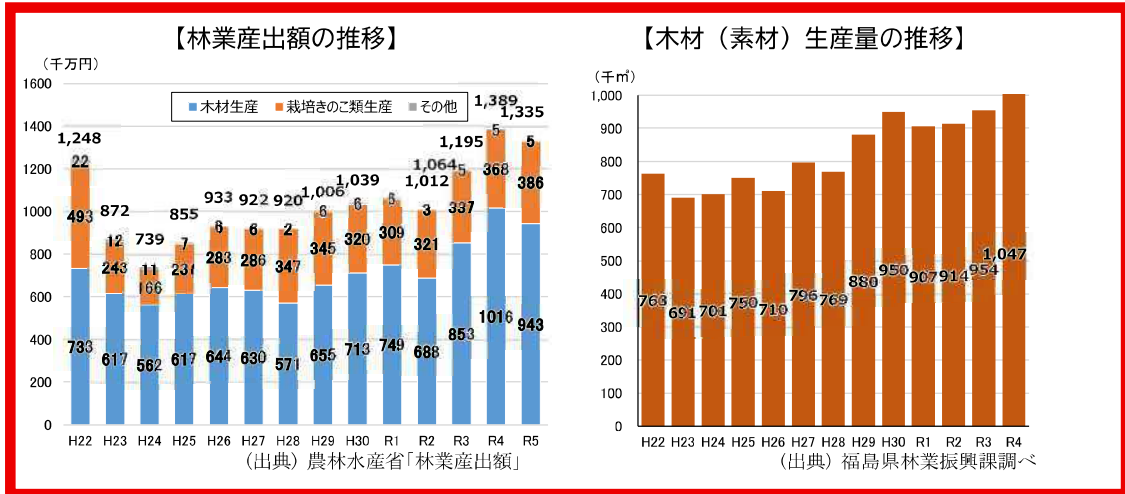
【農業産出額の推移】



(出典) 農林水産省「生産農業所得統計」

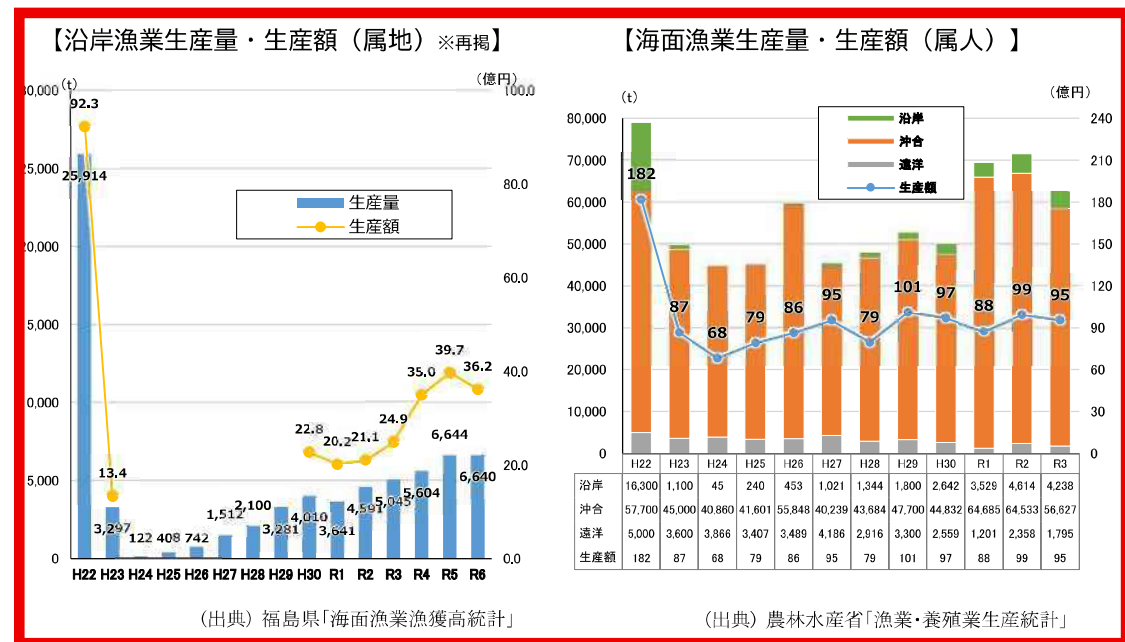
○ 林業

震災後大きく落ち込んだ林業産出額は、回復傾向にありますが、震災前の水準には戻っていません。木材（素材）生産量についても震災後約1割減少しましたが、平成24年以降は増加し、震災前の水準に回復しています。



○ 漁業

沿岸漁業の生産量・生産額（属地）は、震災後に大きく落ち込みました。その後、平成24年に開始した試験操業の拡大によって増加しつつあるものの、依然として低水準で推移しています。また、海面漁業の生産量・生産額（属人）についても回復していません。



- 1 ○ ICT等の先端技術を活用したスマート農業⁹は、機械等の開発や現場での実証・導入、環境
2 整備等の取組が進められています。
3

【 スマート農業の取組例 】

ロボットトラクタ¹⁰



直進キープ機能付アシスト田植機¹¹



ドローンの活用



食味・収量測定コンバイン¹²



⁹ スマート農業：ロボット、AI、ICTなど先端技術を活用して省力化や高品質生産を実現する新しい農業のことで、具体的には、ロボットトラクタなどによる作業の自動化、ICT活用による作業記録のデジタル化・情報共有の簡易化、ドローンによる農作物生育診断や省力的な病害虫防除など、高度な農業経営を目指すもの。

¹⁰ ロボットトラクタ：無人ではほ場内を自動走行（ハンドル操作、発進・停止、作業機制御を自動化）し、ほ場の耕うんや施肥作業等を行うことのできるトラクタ。

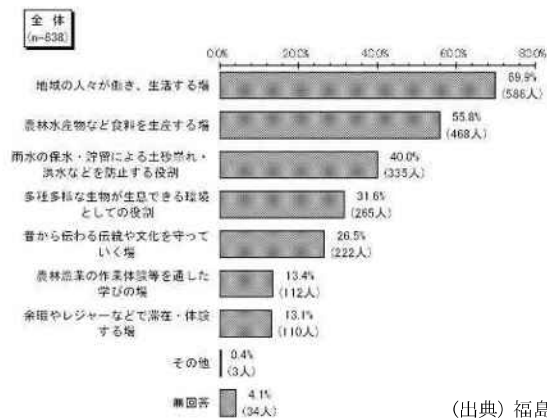
¹¹ 直進キープ機能付田植機：直進時にハンドルを自動制御し、作業ができる田植機。

¹² 食味・収量測定コンバイン：収穫と同時に収量と食味（タンパク値）、水分量等を測定し、ほ場ごとの収量・食味等のばらつきを把握することのできるコンバイン。ほ場ごとに乾燥機を分けるなど、乾燥の効率化等を図ることが可能。

4 農山漁村の状況

- 県政世論調査（令和2年度実施）においては、農山漁村の役割として「地域の人々が働き、生活する場」や「農林水産物など食料を生産する場」を期待する割合が多くなっています。

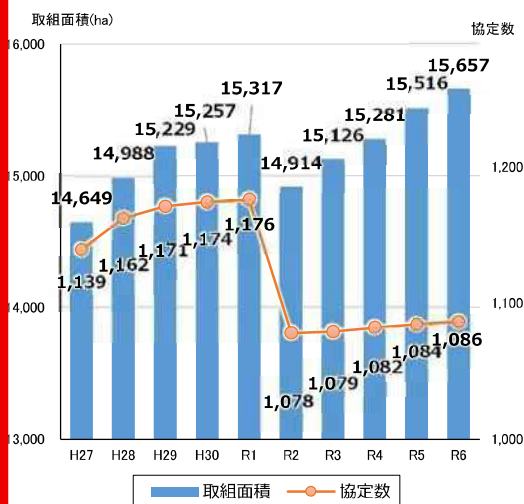
【本県の農山漁村の役割として期待すること】



（出典）福島県「県政世論調査」

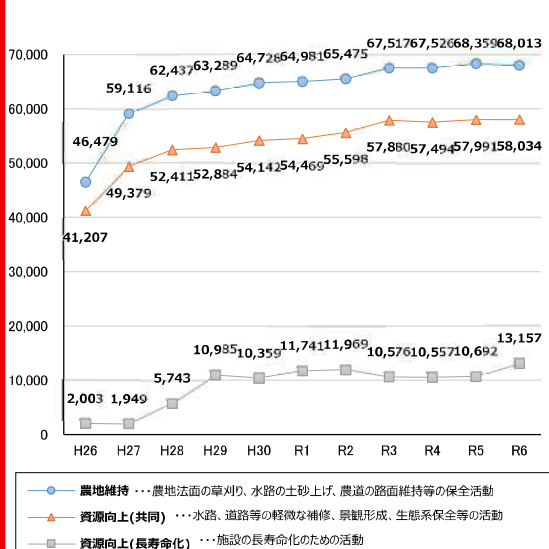
- 地域の共同活動等を支援する中山間地域等直接支払制度¹³や多面的機能支払制度¹⁴の取組面積は年々伸びています。一方で、高齢化・過疎化の進行により取組継続が困難になりつつある集落や組織も見られています。

【中山間地域等直接支払制度の取組実績】



（出典）福島県農村振興課調べ

【多面的機能支払制度の取組実績】



（出典）福島県農村振興課調べ

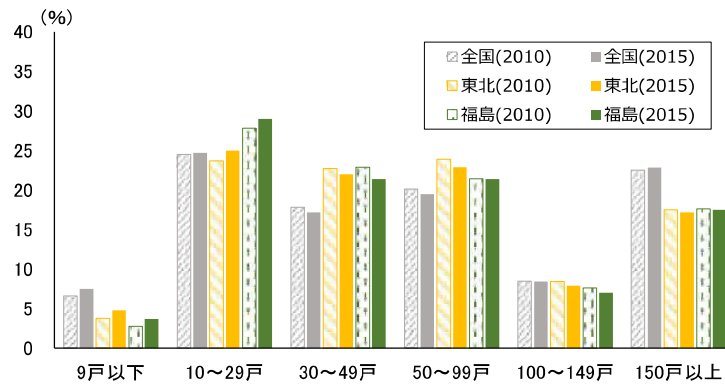
¹³ 中山間地域等直接支払制度：生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。

¹⁴ 多面的機能支払制度：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための、農地法面の草刈りや水路の泥上げ、水路・農道等の維持・補修等の共同活動を支援する制度。

- 1 ○ 総戸数 30 戸未満の集落の割合が増加する傾向にあるほか、令和 12 年には平成 27 年比で農
 2 業就業人口が半数以下に減少するという分析もあり、農地や農業用施設の保全、伝統的な祭り
 3 や文化の保存など、集落活動の維持に懸念が生じています。

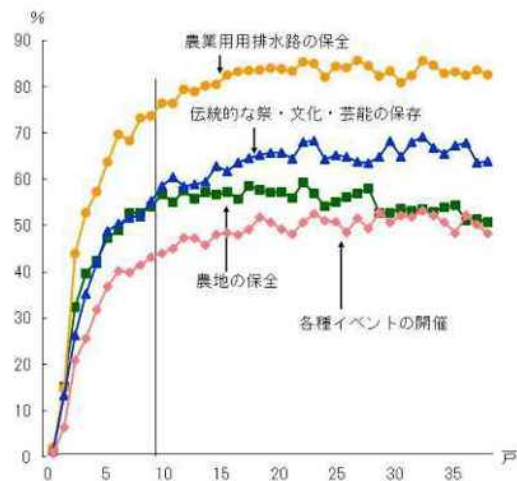
4

【総戸数規模別農業集落の割合(2015、2010)】



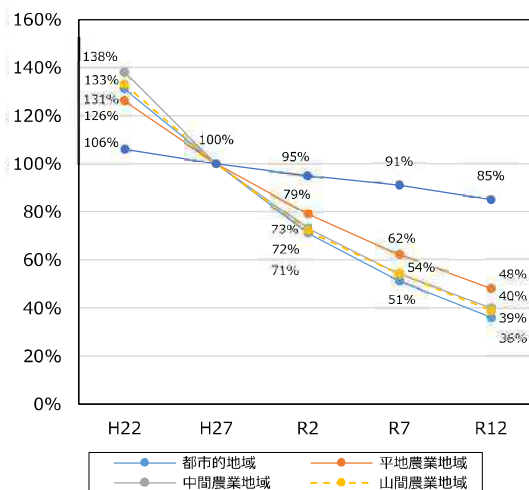
(出典) 農林水産省「農林業センサス」

【集落活動の実施率と総戸数の関係】



(出典) 農林水産政策研究所「日本農業・農業構造の展開過程-2015年農林業センサスの総合分析-」

【農業就業人口の推移(コーホート分析)】

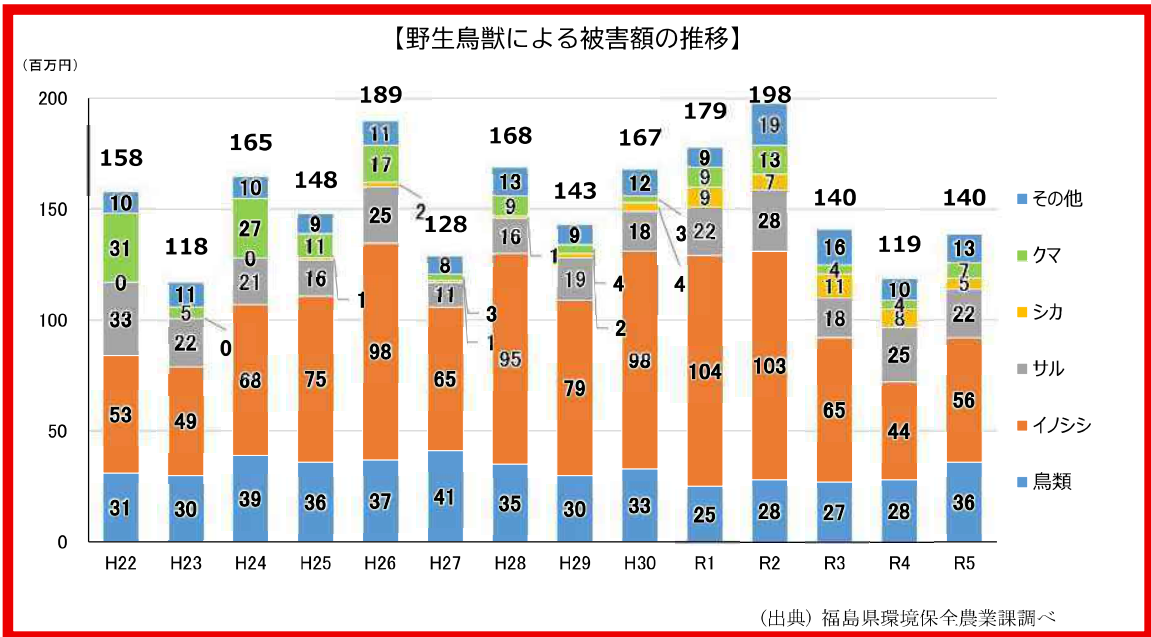


(出典) 農業・食品産業技術総合研究機構調べ

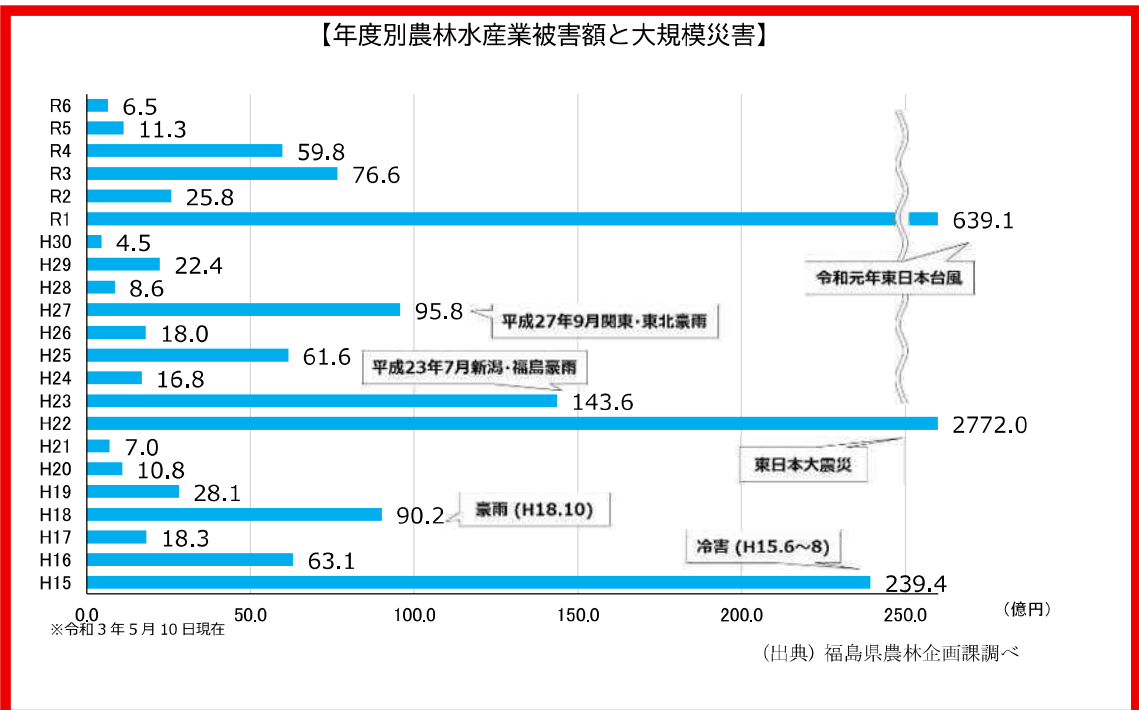
5

6

- 野生鳥獣による農作物の被害額は高止まり傾向にあり、特にイノシシによる被害は震災以降増加しています。



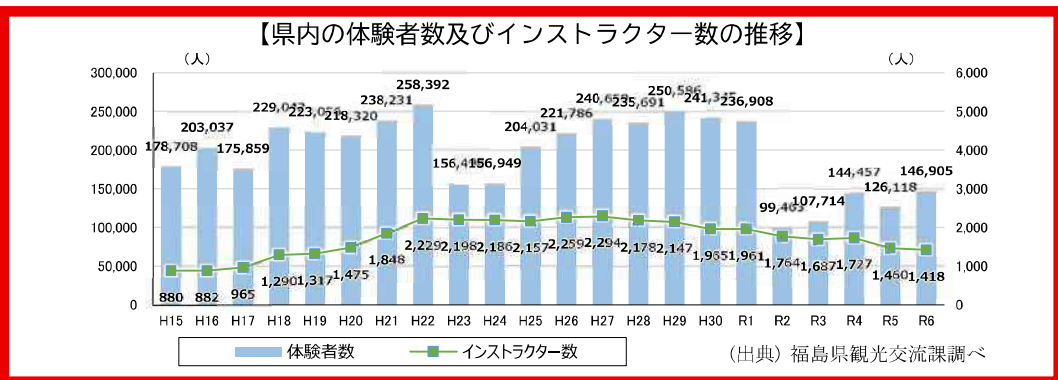
- 自然災害については、東日本大震災（平成 22 年度）や新潟・福島豪雨（平成 23 年度）、令和元年東日本台風（令和元年度）など、大規模な災害が相次いで発生しています。



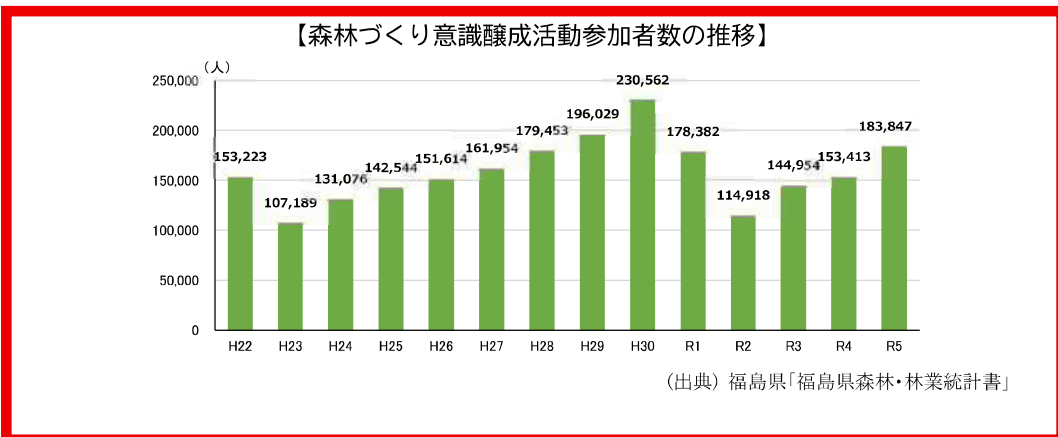
- 1 ○ 地域産業6次化¹⁵については、農産物加工に係る従事者数は震災直後に半減しましたが、平成
2 29年度には震災前の水準まで回復しています。



- 4
- 5 ○ 農山漁村において、その土地の自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグ
6 リーン・ツーリズムについては、震災後、体験者数が落ち込みましたが、その後は一定の水準
7 まで回復しています。



- 9
- 10 ○ 企業や団体、地域による森林づくり活動への参加者は、震災直後に減少したものの、順調に増
11 加しています。なお、平成30年には全国植樹祭¹⁶や関連行事を開催しました。



¹⁵ 地域産業6次化：農林水産業の6次産業化や農商工連携等の動きを進展させ、農林水産業と食品加工業や観光産業との連携を推進するなど、これまでの枠組みを超えた異業種や産学民官などの多様な主体が連携・融合した新たな地域産業を創出する幅広い取組。

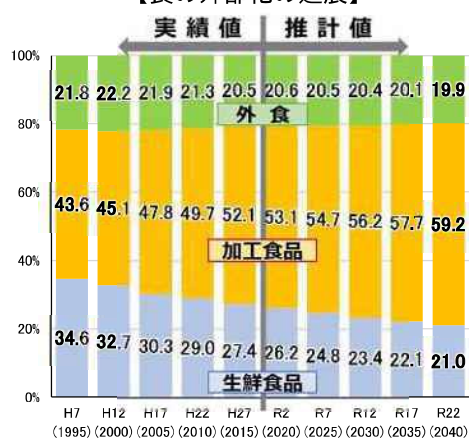
¹⁶ 全国植樹祭：国土緑化運動の中心的行事として、昭和25年以来、毎年春に国土緑化推進機構と開催地都道府県との共催により開催。天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、全国各地から多数の参加者を得て、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹が行われる。

第2節 農林水産業・農山漁村を取り巻く社会情勢の変化

1 食料消費構造の変化

- 国内における食料消費の見通しについては、継続的な人口減少や更なる高齢化が見込まれる中、単身世帯や共働き世帯の増加によって食の外部化が一層進み、生鮮食品から利便性の高い加工食品へとシフトしていくと見込まれています。
- 中長期的には、人口は減少していくものの、人口1人当たりの食料支出が増加するため、食料支出総額は緩やかに減少していくと推計されています。

【食の外部化の進展】

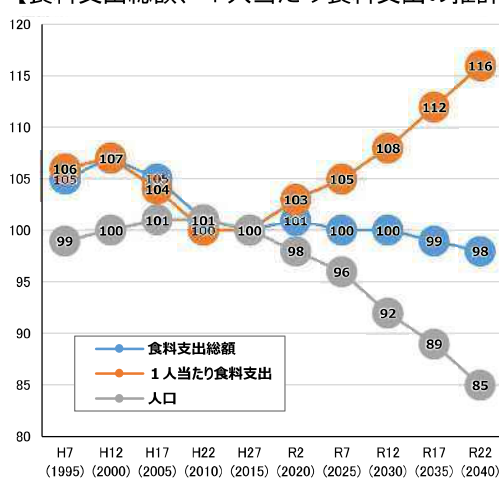


注1：平成27年度までは、推計(推定)。全国消費実勢調査等より算出した実績値で、令和2年度以降は推定による推計値。

注2：生鮮食品は、米、生鮮畜産品、生鮮魚介、生鮮肉、牛乳、卵、生鮮野菜、生鮮果物の合計。加工食品は、生鮮食品と生鮮果物の合計。

(出典) 農林水産省「食料・農業・農村をめぐる情勢及び農業者等からのヒアリング」における主な意見

【食料支出総額、1人当たり食料支出の推計】

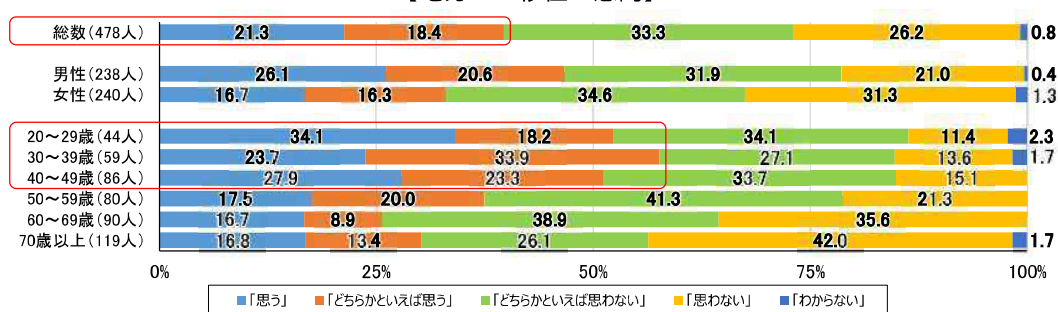


(出典) 農林水産省「我が国の食料消費の将来推計(2019年版)」

2 田園回帰（地方への移住）の動き

- 近年、都市から地方への移住（田園回帰¹⁷⁾）に対する関心が高まっています。政府の調査では、都市在住者の4割が地方移住の意向を示しており、20～40代では半数以上が移住への関心が高い結果となっています。

【地方への移住の意向】

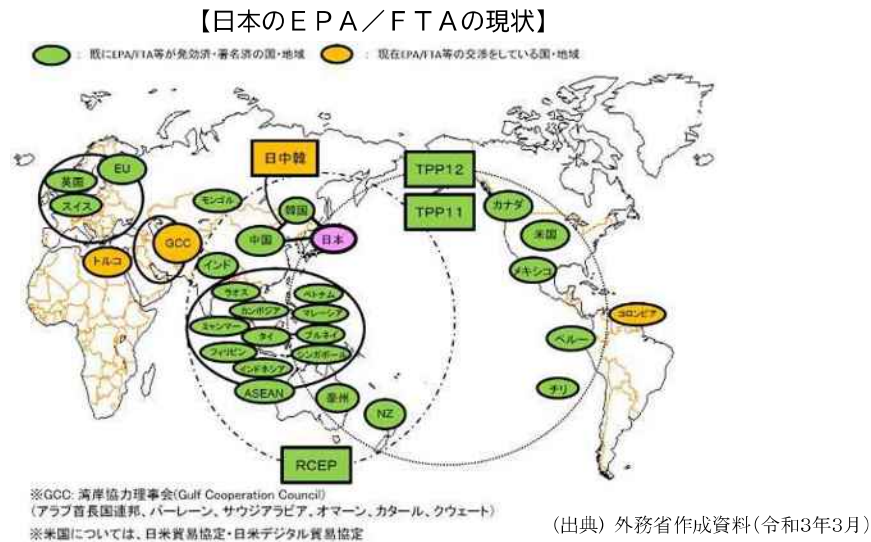


(出典) 内閣府「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」

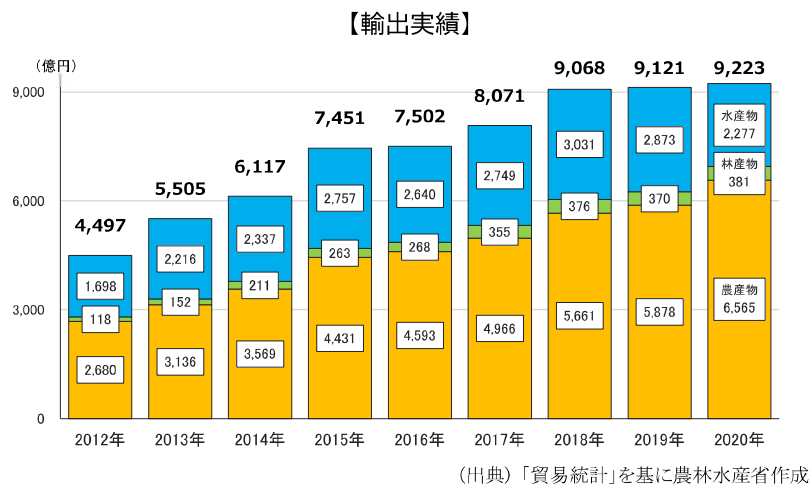
¹⁷ 田園回帰：田舎暮らしへの憧れや農村の魅力の再発見により、都市と農村を人々が行き交うこと。

3 国際的な動き

- TPP（環太平洋経済連携協定）を始め、多くの国・地域との貿易協定の締結又は交渉が進められています。



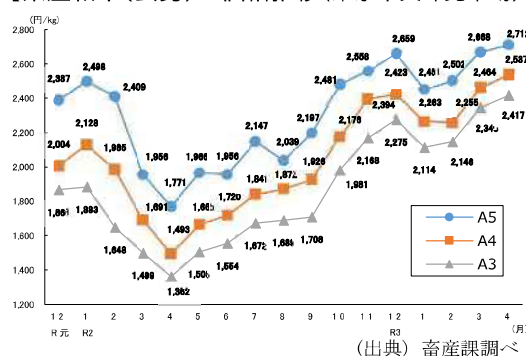
- 日本の農林水産物・食品の輸出は令和元年で9,121億円と毎年増加を続けています。国では令和7年までに2兆円、令和12年までに5兆円へと飛躍的に増大させる目標を掲げており、今後、輸出先のニーズに対応したグローバル産地づくりや規制への対応強化等の輸出促進策が求められています。



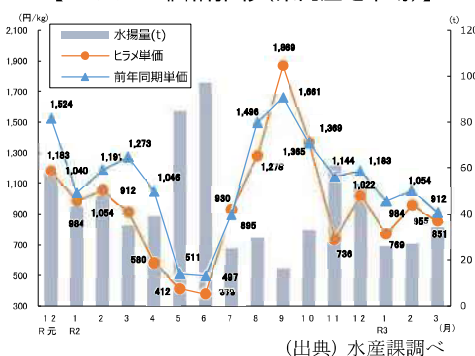
4 新型コロナウイルス感染症による影響と変化

- 令和2年4月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、全国を対象に緊急事態宣言が発令されました。地域間の往来自粛のほか、飲食店・宿泊施設等の営業自粛や営業時間短縮、学校の一斉休校等、社会経済活動の停滞による影響は大きく、本県においても、米を始め牛肉や地鶏、花き、ヒラメなどの需要減少や価格下落、農家レストランや観光農園の売上減少、学校給食の休止に伴う生乳需要の減少など、様々な影響が見られました。
- こうした中、生産者等を支援する動きとして、オンラインストアやクラウドファンディングなど、生産者と消費者を直接結ぶ取組が広がりました。
- また、テレワークやウェブ会議等、従来と異なった働き方が広がる中、企業の地方移転や機能分散を始め、都市から地方への移住等の流れも生まれつつあるなど、「ウィズコロナ」、「アフターコロナ」を見据えた意識や行動の変化が起きています。

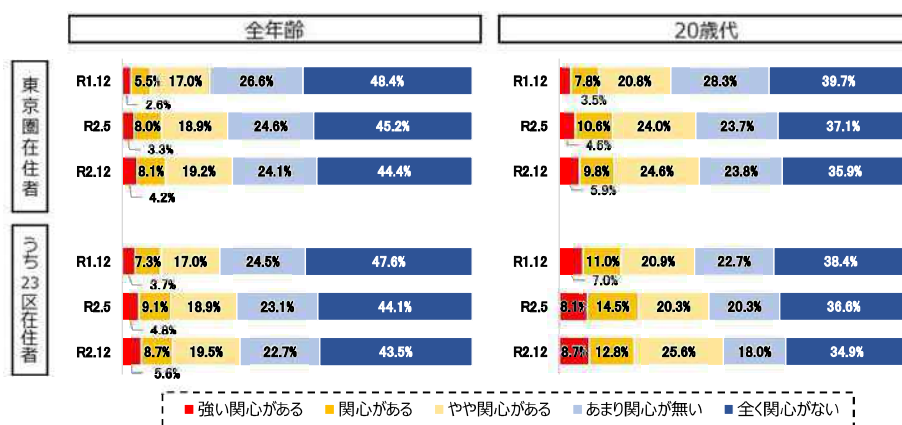
【県産和牛(去勢)の価格推移(東京中央卸売市場)】



【ヒラメの価格推移(県内産地市場)】



【地方移住への関心(東京圏在住者)】



※ 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(出典) 内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

Column みどりの食料システム戦略

カーボンニュートラル等の環境負荷低減や SDGs モデル達成などの国際ルールへ対応するため、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指し、農林水産省が令和 3 年 5 月に策定した戦略です。

農林水産業の CO₂ ゼロエミッション化、化学農薬・化学肥料の削減、有機農業の取組拡大、食品ロスの削減、エリートツリー等成長に優れた林業用苗木の利用拡大、クロマグロ養殖等の人工種苗化など、多岐にわたる取組等が戦略の対象となっています。そして、それぞれの取組等に目指す姿と取組の方向を定め、開発されつつある技術等の社会実装を進めるとともに、2040 年を目途として進められる革新的技術等の開発と、2050 年を目途とした革新的技術の社会実装などの段階を経て、2050 年の目標達成を目指すこととされています。

福島県農林水産業振興計画においても、同戦略の理念と同様に、環境と共生する農林水産業の推進を始め、各種施策について取り組むこととしており、今後の国の施策等を踏まえながら、具体的な取組等に反映させていきます。



(農林水産省)

1

2

第 3 章 ふくしまの農林水産業・

3

農山漁村のめざす姿

4

5

6

第 1 節 基本目標

7

第 2 節 めざす姿

8

第 3 節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向

9

10

第1節 基本目標

本県の農林水産業・農山漁村は、生活に不可欠な食料を安定的に供給する県民ひとりひとりが県産農産物を入手でき、一食一食を大切に、健康で豊かな食生活を送ることができるよう、食料安全保障の確保に大きな役割を担うとともに、県土保全や水源の涵養、美しい景観などの多面的機能を発揮し、県民の健やかな暮らしを支えており、その恵みは農山漁村に暮らす人ばかりではなく都市住民にももたらされています。

気候変動などの地球規模の環境問題の発生や、人口減少や、高齢化等社会経済情勢が著しく変化を続けている中で、東日本大震災・原子力災害からの復興を果たし、県民のいのちと地域経済を支える農林水産業・農山漁村が更に発展していくために、本計画の基本目標を次のとおり定めます。

「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村

■ もうかる（所得の確保）

- 子どもたちが大人になったとき、農林水産業を職業として選んでもらえる魅力ある産業となること、また、農林漁業者が意欲とやりがいを持ちながら必要な収入（所得）を得て経営を継続していくことができるという視点を表現しています。

■ 誇れる

- 安心して暮らすことができ、都市住民にも潤いや活力をもたらす農山漁村を将来に引き継いでいくこと、また、必ずしも「もうかる」ことだけが目標ではなく、生活に不可欠な食料の安定供給食料安全保障の確保や農山漁村の保全など、農林水産業を営むことそのものに「誇り」を感じる方々が活躍できる、多様性のある農林水産業・農山漁村であることも大切という視点を表現しています。

■ 共に創る（連携・共創）

- 農林水産業に関わる人だけでなく、様々な方々が地域や業種を超えてそれぞれ主体的に参画するとともに、相互に連携しながら本県の農林水産業・農山漁村のめざす姿をみんなで創り上げていくという視点を表現しています。

第2節 めざす姿

本県の農林水産業・農山漁村のめざす姿を次のとおり示します。

1 東日本大震災・原子力災害からの復興

- 避難指示が解除された地域では、個人や組織による経営の再開が進み、東日本大震災・原子力災害からの復興を果たすとともに、先端技術等を活用した新たな経営・生産方式が全国に先駆けて展開されています。
- 特定復興再生拠点区域においても農地や関連施設等の復旧が図られ、着実かつ段階的に農業の営みが再開されています。
- 風評が払拭され、県産農林水産物は、その品質・価値に見合う適正な評価で取引されています。

2 持続的な発展を支える強固な基盤の確保

- 経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、他産業並の所得を安定的に確保する意欲ある経営体と多様な主体が活躍し、産地を支えています。
- 農林水産業を職業として選択する若者が増加しています。
- 農林水産業が持続的に発展するための基盤が強固となり、経営や生産基盤が次の世代へ円滑に継承されています。

3 安全で魅力的な農林水産物の供給

- 放射性物質対策を始めとする食品安全等に配慮した生産、検査や適切な情報提供により、農林水産物の安全と消費者等からの信頼が確保されています。
- ロボット¹⁸、AI¹⁹、ICTなど先端技術を活用した経営・生産が展開されているとともに、環境に配慮しつつ気候変動にも適応しながら安定的に農林水産物が生産されています。
- 市場ニーズに即した魅力ある農林水産物づくりが行われるとともに、「ふくしま」ならではのブランドが確立するなど、生産から流通・販売に至る一体的で戦略的な取組が展開されています。

4 活力と魅力ある農山漁村の実現

- 農林水産業に関わる人のみならず、県内外の多くの方々の農林水産業・農山漁村の役割に対する理解が醸成され、それぞれの主体的な行動により支え合っています。
- 多くの方々の参画により農林水産業・農山漁村が有する多面的機能が維持・発揮され、災害に強く魅力的な農山漁村となっています。
- 農林水産物や自然、歴史、観光資源など様々な地域資源を活用した商品・サービスの創出など、地域産業6次化を始めとした取組により、農山漁村が活力に満ちています。

¹⁸ ロボット：ほ場内での耕うん・施肥等の作業や水田の水管理システムなど、作業を自動化し人手を省く機械・機器。

¹⁹ AI：人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたシステム。

第3節 めざす姿の実現に向けた施策の展開方向

めざす姿を実現するため、「やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれる ふくしまを共に創り、つなぐ」を基本目標とする福島県総合計画の主要施策を踏まえつつ、農林漁業者を始め多くの県民から寄せられた御意見をもとに、今後の農林水産業・農山漁村の振興方向を次のとおり示します。

また、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）の理念・目標が幅広く浸透し、世界各国で取組が始まっています。



1
2
3

自然資本や環境に立脚した農林水産業は、SDGsの実現において果たす役割が非常に大きく、他産業に率先してSDGsの実現に貢献することが求められています。このため、本県の農林水産業・農山漁村のめざす姿の実現に向けて、SDGsの理念・目標を踏まえつつ、施策の展開を図っていくこととします。

なお、各施策がSDGsの目標の達成に貢献しているかが分かるように、各節の冒頭に目標のロゴを示します。

4



5

Column SDGs（エスディーゼーズ）

SDGs(エスディーゼーズ):Sustainable Development Goals の略称。

世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるため、平成 27（2015）年の国連サミットで決定した国際社会の共通目標。

「貧困」「保健」「エネルギー」「気候変動」など 17 の目標と 169 のターゲットが示されており、国が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成 28（2016）年）において、地方自治体の各種計画に SDGs の要素を最大限反映することとされています。

【SDGs（持続可能な開発目標）17 の目標】



TOPICS

福島型食料安全保障

本県は、全国有数の食料生産基盤を所有し、全国トップクラスの品質・おいしさや多様な農林水産物を誇っています。

食料供給拠点として、本県農林水産業が有する高いポテンシャル（強み）をいかしながら、福島型食料安全保障の定義を以下のとおり定め、その確立に向け、取り組んでいきます。

【今後の展開方向】

- 1：県産農林水産物の持続的な生産・供給
- 2：県産農林水産物の食味・品質の向上
- 3：本県農林水産業・農山漁村への理解促進

福島ならではの食料安全保障の目指す姿

“**食断**”を生み出さないためにFAOや食料・農業・農村基本法で定める食料安全保障の定義に3つのキーワード「**品質の高さ**」「**おいしさ**」「**健康**」を加えて、生産者と消費者との相互理解を図りながら「**福島型食料安全保障**」の確立を目指す。

“食断”…比叡山のお寺に仏さまを祀った時に灯したと言われる灯火があり、この火は僧侶らが油を絶やさず継ぎ足し続けることで、1200年以上にわたり消えることなく灯し続けられています。油が継ぎ足されず「断たれ」、火が消えてしまうような事態が生じないように、日々注意を怠らないことから、「油断」「油断しない」という言葉が生まれたという話があります。この、昔の灯火の燃料である油が断たれることのないようにという意味で生まれた「油断」と同じ様に、食が断たれる状況を生じさせてはいけない意味を込めた造語

福島型食料安全保障の定義

【国連食糧農業機関（FAO）】

食料安全保障は、全ての人が、いかなる時にも、活動的で健康的な生活に必要な食生活上のニーズと嗜好を満たすために、十分に安全、かつ栄養ある食料を、物理的にも社会的にも経済的にも入手可能であるときに達成される状態

【改正食料・農業・農村基本法（第2条）】

食料安全保障は、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態

ふくしまプライド。



食料の安定供給にとどまらず、
「品質の高さ」「おいしさ」「健康」を加えて、

「ふくしまプライド。」が詰まった「**高品質でおいしさあふれる**」県産農林水産物が供給され、一食一食を大切に**健康**で豊かな食生活が満たされている状態

1

第4章 施策の展開方向

2

3

4

第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

5

6

7

8

1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

3 風評の払拭

第2節 多様な担い手の確保・育成

9

10

11

12

13

1 農業担い手の確保・育成

2 林業担い手の確保・育成

3 漁業担い手の確保・育成

4 経営の安定・強化

第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

14

15

16

17

18

1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

2 林業生産基盤の整備

3 漁業生産基盤の整備

4 戦略的な品種・技術の開発

第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践

19

20

21

22

1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

2 戦略的なブランディング

3 消費拡大と販路開拓

第5節 戦略的な生産活動の展開

23

24

25

26

1 県産農林水産物の生産振興

2 産地の生産力強化

3 産地の競争力強化

第6節 活力と魅力ある農山漁村の創生

27

28

29

30

31

32

1 農林水産業・農山漁村に対する意識醸成と理解促進

2 農林水産業・農山漁村が有する多面的機能の維持・発揮

3 快適で安全な農山漁村づくり

4 地域資源を活用した取組の促進



第1節 東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化

1 生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援

■ 背景／課題

- 東日本大震災・原子力災害の被災地域等における農林水産業は、営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合※が約37%（令和2年3月現在）にとどまっており、森林整備面積は震災前の水準に回復していません（平成22年度比約50%）。また、沿岸漁業は令和3年3月末で試験操業を終了し、本格的な操業に向けた取組に着手した段階ですが、令和2年の生産額は震災前の22%にとどまっています。このため、農林水産業の復興・再生に向けた取組を継続していく必要があります。

※営農休止面積から、転用等の面積を除いた面積に対する営農再開した面積の割合

■ 施策の方向性

営農再開避難地域 12 市町村農業の復興創生に向けたビジョンの実現に向けて、農地・農業用施設などの生産基盤を復旧していくとともに、ため池等の放射性物質対策、除染後農地等の保安全管理から農業用機械・施設等の導入、新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく進めます。また、林業については、放射性物質の影響を受けた森林・林業の再生ときのご類の生産再開・継続に取り組みます。水産業については、生産基盤の復旧と漁業生産の着実な回復を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 生産基盤の復旧

- 農地・農業用施設等の復旧を進めます。なお、復旧に当たっては農業者や関係する市町村と緊密な連携の下、ほ場の大区画化、担い手への**農用地利用集積農地の集積・集約化**等を進めます。また、農業生産や地域の復興に不可欠な農道や集落道、農業集落排水施設等についても、総合的に整備を推進します。
- 特定復興再生拠点区域については、各町村の意向を十分に踏まえ、除染、除染後農地の地力回復、農作物の作付実証、ほ場整備等の生産基盤の整備、担い手の確保と農地の集積等により、営農再開を推進します。
- 営農再開に必要な農業用ダム・ため池などの放射性物質対策及び対策後のフォローアップを支援します。
- 農林漁業系汚染廃棄物等の適正な処理を支援します。また、仮置場については、搬出完了後、農用地としての利用に支障がないように原状回復することを国に求めていくとともに、農地の地力回復や水田の均平化など、作付再開のための取組を支援します。
- 森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等を一体的に進める取組を支援します。
- 「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」（平成28年3月復興庁、農林水産省、環境省）及び「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和7年6月20日閣議決定）に基づき、国と連携を図り、市町村の意向を踏まえた里山再生の取組を推進します。
- 放射性物質の影響を受けた広葉樹林について、放射性物質濃度の調査や、伐採、^{ぼうが}萌芽更新²⁰

²⁰ 萌芽更新：樹木を伐採し、その根株から発生した芽（萌芽枝）で森林の再生を図る手法。

等により次世代のきのこ原木林の整備を国と連携して強力に推進します。

- 出荷制限となっている野生の山菜・きのこについて、モニタリング検査により安全性が確認できた品目の出荷制限を解除する取組を進めるとともに、非破壊検査機器²¹を活用して多品目を効率的に出荷できる手法の確立と、検査機器の導入拡大、検査体制の整備などの取組について、国と連携して推進します。
- 放射性物質の影響を受けたパーク（樹皮）の処理を支援するとともに、木材製品等に係る安全を証明する体制構築の促進、間伐材²²等の未利用材やパーク等を木質バイオマス²³として活用するなど、木材産業の活性化と森林資源の有効利用に向けた取組を推進します。
- ~~旧警戒区域等の放射線障害防止対策が必要となる箇所では、通常の森林整備が行われていないため、これらの森林の取扱いや荒廃防止対策について検討し、国と連携して適切な対策を進めます。~~帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、国や市町村と連携し、作業者の安全確保と整備が必要な森林等の把握などの取組を推進します。
- 被災した林道については、市町村等による災害復旧が迅速に進むよう支援します。
- 被災した海岸保全施設²⁴や海岸防災林²⁵、治山施設²⁶、林地崩壊箇所等について、帰還する住民の安全確保のため、国と連携を図りながら早急に復旧するとともに、堤防のかさ上げや海岸防災林の林帯幅の拡大による復旧整備を進め、適切な保育管理等を行い防災機能の回復を図ります。
- 沿岸漁業について、漁場内に残存したがれき等の撤去を進め、環境の回復を図ります。
- 震災や漁場環境の変化により生産力が低下した漁場について、食害生物の駆除、^{しゅんせつ}浚渫²⁷や客土、海水交流²⁸のための水路等の整備により機能回復を図ります。また、生産性の高い新規漁場の造成等などウニによる磯焼け²⁹等に起因する漁場面積の減少に対応した取組を支援します。
- 旧警戒区域を中心に復旧が進んでいない漁船や水産業共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、種苗生産施設等）、漁具等の整備を支援し、沿岸漁業の操業拡大を推進します。また、水産業の復興に必要な新たな水産関連施設（水産加工施設、流通施設等）の整備を支援するとともに、市場流通機能の向上を図る水産物産地市場の機能分担等、効率的な流通構造の改革に必要な取組を支援します。
- 内水面漁業について、モニタリング検査による安全性の確認や正確な情報の発信、試験研究・調査、新たな漁場利用等全面再開に向けた取組を推進します。

(2) 農林漁業者等への支援

- 農地等の保全管理を始め、地力回復対策や農作物や牧草の作付実証・家畜の飼養実証、管理耕作、新たな農業への転換、放射性物質の吸収抑制対策、交差汚染防止対策、震災後に畜舎外へ逸走しその後も隔離飼養されている家畜（放れ畜）の適正管理、地域営農再開ビジョン作成、営農体制の構築等の取組を支援します。また、避難地域12市町村においては、公益

²¹ 非破壊検査機器：検体の放射性物質濃度を、細断せずに測定することができる分析機器。

²² 間伐材：森林の混み具合に応じて樹木を伐採し、残した木の成長を促す「間伐」で伐採された木材。

²³ 木質バイオマス：木に由来する有機性資源の総称。木材のほかに樹木の枝葉、製材工場などの残材や建築廃材などを含む。

²⁴ 海岸保全施設：津波、高潮、波浪等の海水による災害又は波浪による海岸の浸食を防ぐための施設。

²⁵ 海岸防災林：潮害や飛砂・風害の防備等の災害防止機能を有し、その多くが保安林に指定されるなど、地域の生活環境の保全に重要な役割を果たしている森林。

²⁶ 治山施設：森林整備と併せて森林の持つ山地災害防止等の公益的機能を発揮させるために治山事業により整備した施設。主なものとしては、治山ダム、護岸、土留め、水路等がある。

²⁷ 浚渫：海底や河川の底に堆積した土砂を取り除く工事。

²⁸ 海水交流：閉鎖性湾や漁港などの静穏水域と外海等の海水が入れ替わること。

²⁹ 磯焼け：ウニや小型巻貝類などの食害等が原因で、磯場に生育している海藻が極端に減少し、併せて、海藻を餌とする生物が減少する現象。

- 1 社団法人福島相双復興推進機構（福島相双復興官民合同チーム）の営農再開グループと連携
2 し、個々の農業者等に対するきめ細かな支援を実施します。
- 3 ○ 営農再開や規模拡大に必要な農業機械・施設等の導入や、広域的な産地形成を目指す地域の
4 核となる大規模な農業用施設等の整備を支援するとともに、必要となる資金の円滑な融通に
5 取り組みます。
- 6 ○ 拡大するイノシシ等の野生鳥獣による被害に対し、捕獲による個体数の調整や追払い、侵入
7 防止柵等鳥獣被害防止施設の整備等による被害防除、放任果樹の伐採や緩衝帯の設置等によ
8 る生息環境管理など、総合的な取組を進めます。
- 9 ○ 土地改良区については、地域計画を踏まえた農業水利施設の保全管理に関する計画（連携管
10 理保全計画³⁰）の策定を支援するとともに准組合員制度の導入や、土地改良区の統合、貸借
11 対照表を活用した施設更新に必要な資金の計画的な積立等の取組を推進し促進を図ること
12 により、施設管理体制と運営基盤を強化します。
- 13 ○ 避難地域等から他の地域へ移転して農業を再開する被災農業者に対し、農業機械・施設等の
14 導入を支援するとともに、必要となる資金の円滑な融通に取り組みます。
- 15 ○ 除染後の牧草地の放射性物質の吸収抑制対策の実施~~及び未除染牧草地の除染等~~による牧草
16 地の再利用を推進するとともに進め、畜産施設の整備、家畜導入への支援や協業化、法人化
17 を促進し、畜産業の再開や規模拡大を推進します。
- 18 ○ きのご類栽培の負担軽減のための生産資材導入支援や、放射性物質の影響を低減させる栽培
19 技術の普及等を行います。
- 20 ○ 沿岸漁業の操業拡大及び漁業者、水産流通・加工業者の経営再建に必要な設備、機器類の整
21 備を支援するとともに、漁船建造や代替船の購入、エンジン交換等に必要な資金の円滑な融
22 通に取り組みます。
- 23 ○ 水産物や周辺海域のモニタリング検査の結果を踏まえながら、沿岸・沖合漁業における生産
24 量の増加、販路の回復・開拓など操業拡大に向けた取組を支援します。
- 25 ○ 水産流通・加工業者等の取扱量の増加、販路の回復・開拓などの取組を支援します。
- 26 ○ 本県農林水産業の復興を支える技術開発及び農業者等と共に現場で実証する以下の研究等
27 を推進します。
- 28 ■福島県農業総合センター等の研究機関において、放射性物質低減等の対応技術の開発に取
29 り組みます。
- 30 ■福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センターにおいて、安全な農産物が生産でき
31 ることの確認や、除染等により地力低下等が懸念される中で収量・品質を確保するための
32 肥培管理等の手法を検証する作付実証を進めます。
- 33 ■福島県林業研究センターにおいて、放射性物質の林産物・特用林産物³¹への影響の実態把
34 握と、吸収抑制技術の開発に取り組みます。
- 35 ■福島県水産海洋研究センター、福島県水産資源研究所及び福島県内水面水産試験場におい
36 て、水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業の再開、資源管理及び調査研究等
37 に取り組みます。
- 38

³⁰ 連携管理保全計画（通称 水土里ビジョン）：土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築するもの。必要に応じ、土地改良区の再編整備（合併等）も記載。（令和7年4月施行「改正土地改良法」で位置付けられた。）

³¹ 特用林産物：森林の産物のうち、きのこ、山菜、桐などで、建築や製紙パルプなどに使われる一般用材を除いたもの。

1



営農再開に向けた施設整備
(カントリーエレベーター)



農業用ダム・ため池等の放射性物質対策



森林整備(間伐)と放射性物質対策(丸太筋工)



被災した漁船の復旧

2

3 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
営農が可能な面積のうち営農再開した面積の割合※	R1 37 %	75 % 以上
放射性物質対策が完了したため池の割合	R2 71.5 %	93 % 以上
森林整備面積	R2 6,004 ha	8,000 ha 以上
沿岸漁業生産額	R2 21 億円	100 億円 以上

※営農休止面積から、転用等の面積を除いた面積に対する営農再開した面積の割合

4

5

2 避難地域等における農林水産業の復興の加速化

■ 背景／課題

- 農業については、避難指示解除の時期等により営農再開の進展度合いに差が生じていることに加えて、担い手や労働力の不足が深刻となっています。
- 林業については、避難指示による帰還困難区域への立入制限や、避難指示の長期化による森林所有者の森林施業意欲の減退により、森林整備が進んでいません。
- 沿岸漁業については、長期にわたる操業自粛により、一部の魚種において資源量の増加や大型化など、資源状態の変化が確認されています。

■ 施策の方向性

避難地域等の更なる復興に向けて、新たな経営・生産方式の導入による生産性の高い経営の展開や、農産物の広域的な産地形成を進めていくとともに、将来を担う新たな担い手の確保を推進します。

■ 具体的な取組

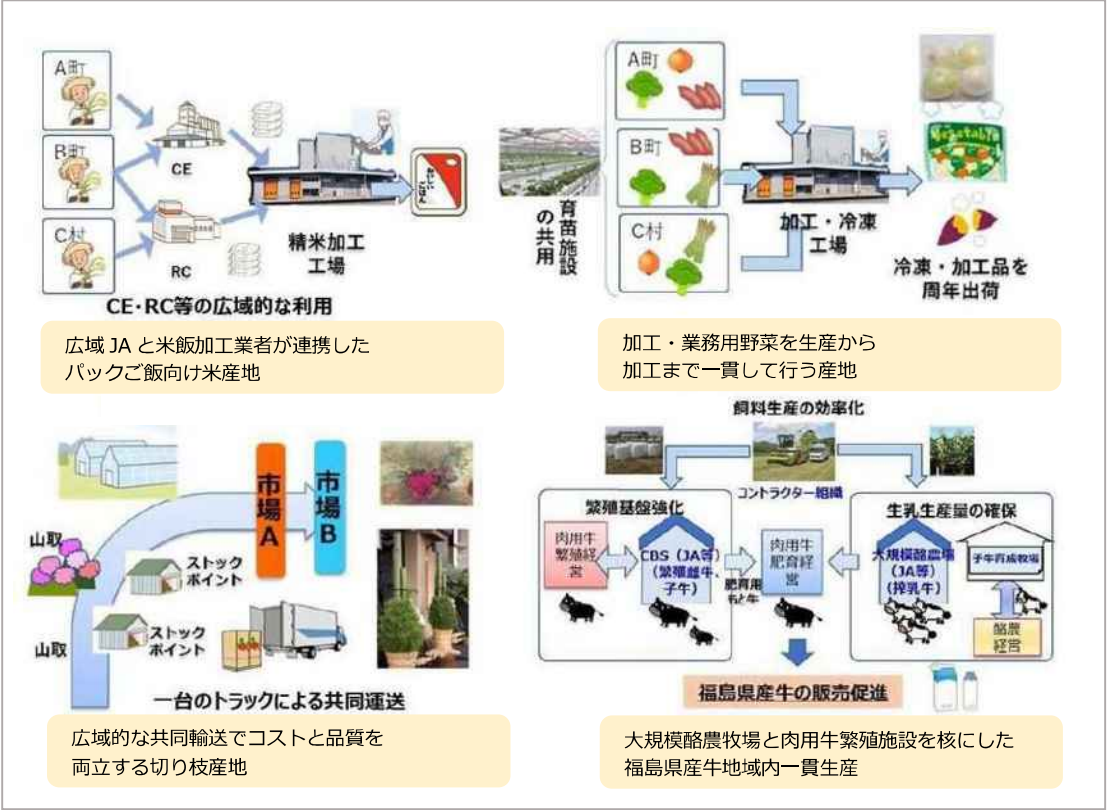
(1) 新たな経営・生産方式の導入

- ロボット技術等の開発・実証などの取組を通し、福島イノベーション・コースト構想及び避難地域 12 市町村農業の復興・創生に向けたビジョンの対象地域である避難地域等を含む浜通り地域等 15 市町村を始めとして、県全域において全国に先駆け、先端技術を効果的に活用した先進的な農林水産業の展開を図ります。また、先端技術の実装や新たな流通・販売体制の導入など総合的な取組を推進し、地域の営農再開拠点を構築します。さらに、先端技術等の効果的な運用に必要なとなるほ場の大区画化一利用集積、農地の集積・集約化を推進します。
- 避難地域 12 市町村農業の復興・創生に向けたビジョンに基づき、国・市町村・関係団体と連携し、国内で供給拡大が求められている品目に着目し、生産から流通、加工などが一体となった高付加価値生産を展開する広域的な産地の形成を進めますすに向け、土地利用型作物や収益性の高い園芸作物、畜産にかかる施設整備等の取組を支援します。
- 市町村・関係団体等とともに検討体制を整備し、避難地域 12 市町村農業の復興・創生に向けたビジョンの実現に向けた取組を推進します。
- 放射性物質の影響を検証しながら、森林整備とその実施に必要な放射性物質対策等の取組を支援します。また、川上から川下までが一体となって、安全・安心を確保しながら木材を利用する取組を推進します。
- 市町村への新たな森林管理システムの導入森林経営管理制度の取組を支援し、意欲と能力のある林業経営者による森林の経営と、市町村による森林整備を推進します。また、林業専用道など林内路網の整備と高性能林業機械の導入による木材生産の低コスト化、効率化を推進します。
- 帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、国や市町村と連携し、作業者の安全確保と整備が必要な森林等の把握などの取組を推進します。（再掲）
- 水産資源を管理しながら生産額を拡大する「ふくしま型漁業³²」の実現に向け、長期の沿岸漁業の操業自粛により変化した資源状況に応じた管理方策の普及等を通じ、有効かつ持続的な資源利用の促進など、総合的な取組を推進します。

³² ふくしま型漁業：県産水産物の安全性の確保を根幹に、生産から流通、消費に至る総合的な対策を通して、水産資源を管理しながら震災前より少ない労力で震災前以上の高い収益の確保を実現する本県漁業の目指す姿。

- 1 ○ 広域に分布する水産資源については、漁業者間の協議を踏まえ、他県との連携体制を強化し、
- 2 適切な資源利用を推進します。
- 3 ○ モニタリング検査の実施や、関係団体等による自主検査への支援、正確な情報発信など県産
- 4 水産物の安全と消費者の安心を確保する取組を推進します。
- 5 ○ 量販店での常設販売棚の設置や外食店でのフェアの開催、メディアを活用したPR等によ
- 6 り、県産水産物の安全性やおいしさを直接消費者に伝える取組を推進します。
- 7 ○水産エコラベル³³等の第三者認証の取得や、鮮度を保持する流通に必要な機器整備など、付
- 8 加価値を向上させる取組を支援します。
- 9 ○ 海洋環境や市況情報を包括した操業支援システムの構築及びICTの活用による漁業操業
- 10 の効率化を推進します。また、水産資源解析に必要な情報収集・資源量推定及び現場への迅
- 11 速な普及を図り、資源管理の更なる高度化を推進します。
- 12 **(2) 新たな担い手の確保**
- 13 ○ 担い手の育成や、担い手への農地集積・集約化を促進し、避難地域等における持続的な農業
- 14 生産体制づくりを進めます。
- 15 ○ 就農相談や農地等の情報提供、就農計画の作成協力等を行う地域の受入・サポート組織への
- 16 支援や、お試し就農等による農業法人等への雇用機会の創出などにより、県内外からの新規
- 17 参入や雇用就農を促進し、新たな農業担い手を確保します。
- 18 ○ 避難地域等への企業の農業参入について、市町村と連携した誘致活動を推進するとともに、
- 19 参入意向を有する企業に対し、制度資金等の情報提供や、技術面での支援に取り組みます。
- 20 ○ 人材育成を行うための林業研修「林業アカデミーふくしま」において、林業に就業を希望す
- 21 る者を対象に、多様な技能・技術等を習得するための就業前長期研修講座を実施します。ま
- 22 た、研修の運営を支援するための運営会議やサポートチームを設置します。
- 23 ○ 経営力の優れた漁業経営体の育成や、若手漁業者の漁業制度等に関する基本的な知識や漁業
- 24 生産に関する技術・技能習得のための研修会の実施を支援します。
- 25 **(3) 農業水利施設の新たな維持管理体制の構築**
- 26 ○ 農業用ダム・ため池や農業用水路などの農業水利施設の機能の回復や長寿命化・管理の省力
- 27 化を図ります。
- 28 ○ 組合員の分散、賦課金の徴収不能等により通常の運営が困難となっている土地改良区の組織
- 29 や施設管理体制等の維持・強化に係る対策を国と連携して進めます。
- 30

³³ 水産エコラベル：水産資源の持続性等に配慮した方法で漁獲・生産された水産物に対して、消費者が選択的に購入できるようにラベルを貼付する認証スキーム。



福島県高付加価値産地展開支援事業イメージ(出典:R3 農林水産省 PR 版より抜粋加工)



3 ■ 施策の達成度を測る指標

	指標名	現況値	目標値 (R12)
	避難地域 12 市町村における農畜産物 及び加工品の年間産出額	— 億円	80 億円 以上
	福島イノベーション・コースト構想対象 地域における農業産出額	R1 290 億円	400 億円 以上
[再]	森林整備面積	R2 6,004 ha	8,000 ha 以上
[再]	沿岸漁業生産額	R2 21 億円	100 億円 以上

3 風評の払拭

■ 背景／課題

- 県産農林水産物の販売について、原子力災害に伴う風評を要因とした全国平均との価格差は徐々に縮小していますが、一部の品目を除き依然として全国平均を下回る品目が多く残っています。桃や牛肉など品質の高い本県産農産物を他県産より安価で調達、購入できる実態が流通・消費の場へ浸透し、低下した価格水準が固定化している状況となっています。
- 都市圏消費者の8%程度が、依然として放射性物質を理由に本県産食品の購入をためらう（令和3年2月26日消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」）など、根強い風評が残っています。
- 本県が風評払拭のための取組に傾注してきた間、他都道府県では商品開発・ブランド化の取組を強化し続けており、厳しい競争環境に対応していく必要があります。
- 一方で、本県産農産物以外では代替えが効かない品目では価格が回復しており、流通・販売側からは定時・定量・定質の安定した供給体制が求められています。
- 依然として14の国・地域が、本県産食品に対する輸入規制を継続（令和3年10月現在。令和7年6月時点では6の国・地域が輸入規制を継続）しているため、国と連携し、輸入規制の撤廃に向けた取組を継続していく必要があります。

■ 施策の方向性

農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に推進します。

■ 具体的な取組

(I) 総合的な風評対策の取組

- 生産段階における放射性物質対策を徹底するとともに、営農再開や沿岸漁業の操業拡大の進捗等を踏まえ、農林水産物のモニタリング検査の的確な実施と、計画的な出荷制限の解除等を進めます。また、安全と品質の太鼓判となるGAPの認証取得を促進します。
- 国が実施する「福島県産農産物等流通実態調査」の結果や情勢の変化を踏まえ、「ふくしま」ならではのブランドの確立と原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するための対策を推進します。また、新たな商品開発と商品のブラッシュアップ等により県産品のブランド化を図ります。
- 市場等のニーズに応え、出荷期間の拡大と安定的に供給できる生産体制等を構築する等、産地の生産力を強化します。
- GAPや有機JAS³⁴、水産エコラベルの認証取得の推進や、オリジナル品種の開発と流通促進による競争力強化に取り組みます。
- モニタリング検査結果の正確かつ分かりやすい情報発信に取り組みます。また、県産品の消費拡大につながる取組を支援するとともに、多様なアプローチによる流通・販売促進や海外への販路拡大により、新たな販路・販売棚の確保に取り組みます。
- 海外の輸入規制の撤廃について、政府間の交渉を強力に進めるよう国に求めるとともに、国と連携し、県産農林水産物の安全性や品質の高さ、魅力等に関する情報発信に継続して取り組みます。



知事による EU 訪問活動



モニタリング検査を行っている機器
(ゲルマニウム半導体検出器)

³⁴ 有機JAS：コーデックス（食品の国際規格を定める機関）のガイドラインに準拠し、農畜産業に由来する環境への負荷を低減した持続可能な生産方式の基準を規定。有機農産物にあっては、堆肥等で土づくりを行い、化学合成された肥料・農薬の不使用、遺伝子組換え技術の使用禁止を基本とした栽培方法。

1 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値		目標値（R12）
県産農産物価格の回復状況（米）	R1	98.43	100 以上
県産農産物価格の回復状況（もも）	R2	93.97	100 以上
県産農産物価格の回復状況（牛肉）	R2	90.58	100 以上

2 ※「県産農産物価格の回復状況」の数値の計算式

$$\frac{\text{県産農産物の平均価格} / \text{全国平均価格}}{\text{震災前の県産農産物の平均価格} / \text{震災前の全国平均価格}} \times 100$$

3 ※震災前（H22）の県産農産物価格と全国平均の比較

4 [震災前の県産農産物の平均価格／震災前の全国平均価格×100]

5 米：98.40%、もも：90.92%、牛肉：95.74%

6

7

8

9

Column

「ふくしま」ならではの

本県には、東日本大震災・原子力災害からの復興や風評払拭など、数々のチャレンジを進める中で得られた経験・知見が蓄積されています。

こうした経験・知見をいかしながら、本県の美しい自然や伝統文化、果物や日本酒など全国屈指の豊かな食、人と人のつながりを大切にするあたたかい人柄などの様々な宝を、福島の特徴としてさらに伸ばし、未来につなげていくことを目指すものであり、農林水産分野においては、主に次のような取組を進めています。

高付加価値化・競争力強化

- 機能性・美味しさ等の追求や県オリジナル品種によるブランド力の向上
- 安定的な供給体制の確立による、市場ニーズへの対応と選択される産地の育成
- 有機農業や GAP 等による環境に配慮した農業の持続的な発展 等



収穫量全国2位のもも



全国新酒鑑評会 金賞受賞数
8回連続日本一の日本酒



第2節 多様な担い手の確保・育成

1 農業担い手の確保・育成

■ 背景／課題

- 本県の販売農家³⁵は、平成 22 年から令和 2 年までに 41.9%減少し、65 歳以上の割合が 76.2%（令和元年）となるなど、農家数の減少、高齢化等が進行しています。
- 効率的かつ安定的な経営を目指す認定農業者については、平成 29 年まで増加傾向にありましたが最近では高齢化等の影響で減少傾向となっています。また、女性の割合は 3.9%（令和 2 年）で、依然として低い水準となっています。一方、雇用の受け皿としても期待される農地所有適格法人³⁶については一貫して増加しています。
- 新規就農者については、若い世代を中心に平成 27 年から年間 200 人（令和 4 年からは年間 300 人）を超えています。

■ 施策の方向性

農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり本県農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、関係機関・団体が連携して設置・運営する福島県農業経営・就農支援センターを中心に他産業並の所得※を安定的に確保する意欲ある担い手を育成していくとともに、次代を担う新規就農者を安定的に確保・定着していく取組を推進します。

※「福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」（令和 2 年 4 月 農林水産部）において 1 人当たりの所得目標を 460 万円と規定

■ 具体的な取組

(1) 担い手の確保・支援体制の整備

- 県、JA グループ、（一社）福島県農業会議、（公財）福島県農業振興公社がワンフロアに常駐する総合相談窓口「福島県農業経営・就農支援センター」を設置し、就農や農業経営の改善、法人化等の相談に対して、助言や専門家派遣による伴走支援を行います。

(2) 地域農業の核となる担い手の育成

- 認定新規就農者からの移行を含め、新規認定農業者³⁷の掘り起こしに取り組むとともに、技術・経営両面から認定農業者の経営改善計画の達成を支援します。
- 「福島県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」等において、地域の条件等に応じたモデルとなる経営類型を設定し、効率的かつ安定的な農業経営を実現する経営体の育成に取り組めます。
- 設立準備から経営の発展段階に応じた取組を支援し、意欲的な農業者や集落営農³⁸組織の組織化・法人化を促進します。
- 高い経営管理能力を有する人材の育成、規模拡大・産地の発展に向けた雇用労働力確保等の取組を支援します。

³⁵ 販売農家：経営耕地面積 30 a 以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上等の農家。

³⁶ 農地所有適格法人：農業に参入する場合、農地の所有及び貸借ができる法人。要件は、農業関係者が総議決権の過半を占める、役員の過半がその法人の農業に常時従事する構成員であるなど。（一般法人は、一定の要件の下、貸借であれば可能）

³⁷ 認定農業者制度：農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の实情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等をまとめた基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。

³⁸ 集落営農：集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が、話し合いを通して農業生産等を共同で行う活動。

- 1 ○ 農業者が持つ農場や樹園地等の経営資源の有効かつ効果的な活用につながる、第三者を含め
2 た経営継承の在り方を検討し、円滑な経営継承の取組を進めます。
- 3 ○ ~~大・農地プラン~~地域計画³⁹の実質化実現に向けた集落地域の合意形成を促進するとともに、
4 農地中間管理事業⁴⁰を活用した担い手への農地の集積・集約化や、担い手の経営発展に向け
5 た取組を支援します。
- 6 ○ 市町村や関係団体等による企業等の農業参入の受入体制を整備するとともに、支援策や農地
7 等の情報提供や相談対応、参入企業の定着のための経営発展等を支援します。また、参入企
8 業等の認定農業者への誘導等により、地域に根ざした営農活動を促進します。
- 9 ○ 女性農業経営者の確保・育成を図るとともに、家族経営協定⁴¹の締結等を通じた女性農業者
10 の経営参画の促進や、女性が働きやすい環境の整備に向けた取組を推進します。
- 11 **(23) 次代を担う新規就農者の確保・育成**
- 12 ○ 本県の農業の魅力や就農支援情報、農業経営の実践事例、魅力あるライフスタイルなど、多
13 様な方々の新規就農を促進するための情報を効果的に発信します。
- 14 ○ 農業高校等と連携し、農業の現場を実感できるインターンシップや、先輩就農者との交流な
15 ど農業のやりがいや学ぶ機会等を創出し、農業高校生等の就農を促進します。また、職業と
16 しての農業を幼少期からステージに合わせて体験し、就農への意識醸成を図る取組を進めま
17 す。
- 18 ○ 農業総合センター農業短期大学校（アグリカレッジ福島）の施設機能や実践的なカリキュラ
19 ム・研修制度の充実を図り、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成します。
- 20 ○ 認定農業者や農業委員会、関係団体等が連携し、新規就農希望者や就農後間もない農業者等
21 を地域全体でサポートする体制づくりを進め、就農と就農後の定着を促進します。
- 22 ○ 県内外での就農相談会への出展や農業法人等でのお試し就農による雇用マッチング等の取
23 組により、就農者の確保と定着を促進します。
- 24 ○ 就農後間もない農業者や若手農業者がネットワークを形成し、主体的に経営力や技術力の向
25 上を目指す活動を促進します。
- 26 ○ 親子間の経営継承のみならず、新規就農希望者が離農予定の農業者から円滑に農地等を譲り
27 受ける第三者継承の取組を推進します。
- 28 **(34) 多様な働き方への対応**
- 29 ○ 「半農半 X」や二地域居住などの、多様な働き方・ライフスタイルを志向する都市住民等の
30 参入や交流の拡大に向け、相談会等の実施や農地等の第三者継承、移住・定住などの施策と
31 連携した支援を行うとともに、定着を促進します。

³⁹ ~~大・農地プラン（実質化）~~地域計画：話し合いに基づき、~~地域農業における中心経営体、将来の在り方~~などを明確化し公表するもの。

~~大・農地プランを真に地域の話し合いに基づくものにする観点から、アンケートの実施や話し合い等を通じて地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集約化に関する将来方針を作成することを大・農地プランの実質化という。地域の農業を将来へ継続させていくために、地域でよく話し合い、農地を利用しやすいよう、次世代へ引き継いでいくことを目的とするもの。地域計画の策定を通じて、地域が抱える課題が見える化され、担い手がいらない地域や、基盤整備が必要となる地域など、地域の実状を浮き彫りにすることで、10年後を見据えた地域農業の対策を考え、必要な取組を行うことが可能となる。~~

⁴⁰ 農地中間管理事業：都道府県ごとに指定された農地中間管理機構が、地域内の分散した農用地等を借り受け、まとまりのある形で担い手に長期間貸し付ける事業。

⁴¹ 家族経営協定：家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたもの。



農業人フェアでの就農相談



若手農業者のネットワーク(ふくしま農業アカデミー)



農業高校生を対象としたフレッシュ農業講座



小学生の農作業体験

1

2 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
認定農業者数	R2 7,146 経営体	8,500 経営体 以上
農地所有適格法人等数	R1 746 法人	1,100 法人 以上
新規就農者数	R3 233 人	340 400 人 以上
新規就農者の定着割合※	R2 95.7 %	100 %

※独立・自営就農した者のうち、認定新規就農者の計画満了時の定着率

3

4

2 林業担い手の確保・育成

■ 背景／課題

- 林業従事者は、平成27年令和2年が 2,1832,192 人と、平成22年から横ばいとなっていますが、65歳以上の割合が増加しています。また、震災前までは年間200人を超えていた新規林業就業者数は、近年では +00人以下震災前の半分程度にとどまり、3年以内に離職する割合も約5割となっています。

■ 施策の方向性

本県の林業を、将来にわたり持続的に発展することができる成長産業とするため、林業事業体の経営基盤の強化や就労環境の向上、人材育成を行うための新たな林業研修「林業アカデミーふくしま」の開設により、地域林業の核となる担い手の育成や次代を担う新規林業就業者の確保・育成に取り組めます。

■ 具体的な取組

(1) 地域林業の核となる担い手の育成

- 新たな林業研修「林業アカデミーふくしま」において、既に林業に従事している中堅技術者や市町村職員を対象に、林業の成長産業化の実現に必要な森林の経営管理能力や技術力、新たな森林管理システム森林経営管理制度を運営できるコーディネート力を習得するための短期研修を実施します。
- 「林業アカデミーふくしま」の実施に必要な施設を整備するとともに、研修の運営を支援するための運営会議やサポートチームを設置します。
- 森林作業道の作設、架線集材などを集中して学べる実習フィールドを整備します。
- 「福島県林業労働力の確保のための基本計画」に基づき、意欲のある林業事業体等の育成に取り組めます。
- 林業労働力確保支援センターと連携の上、就業者のスキルアップ、雇用条件の改善、福利厚生充実、安全衛生の確保等を推進し、林業労働者の確保育成と働きやすい環境の整備に取り組めます。
- 各種制度資金の活用推進や情報提供により、経営の合理化や新たな事業展開を促進し、林業事業体の経営安定と雇用の維持・確保を図ります。

(2) 次代を担う新規林業就業者の確保・育成

- 人材育成を行うための林業研修「林業アカデミーふくしま」において、林業に就業を希望する者を対象に、多様な技能・技術等を習得するための就業前長期研修講座を実施します。また、研修の運営を支援するための運営会議やサポートチームを設置します。（再掲）
- 植栽から伐採まで一連の林業技術や高性能林業機械の操作、森林作業道の作設、架線集材などを集中して学べる実習フィールドを整備します。
- 林業労働力確保支援センターと連携した就職相談に取り組むとともに、高校生等を対象とした林業現場見学会・インターンシップの実施等により林業就業への意識醸成に取り組めます。また、小中学生を対象とした森林環境学習などを通して森林・林業への理解を深め、将来の就業へつながるような意識醸成を図る取組を進めます。
- 雇用条件の改善、福利厚生充実を推進し、就業後間もない林業従事者の定着率を向上させます。



「林業アカデミーふくしま」の講座
(チェーンソー伐木造材技術研修)



小学生の森林・林業とのふれあい

1

2 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
新規林業就業者数	R2 78 人	140 人 以上
新規林業就業者の定着率※1	— (54.7%) ※H27～H29の平均（参考）	75 % 以上

3

※1 新規林業就業者の3年後の定着率

4

5 3 漁業担い手の確保・育成

6 ■ 背景／課題

- 7 ○ 漁業経営体は、震災及び原子力災害により平成20年の743経営体から大きく落ち込みまし
8 たが、令和2年には~~577~~588経営体まで回復してきています。
- 9 ○ 新規沿岸漁業就業者については、~~平成23年は0人~~震災直後数年は2から5名程度でしたが、
10 その後は増加傾向にあり、近年は年間10人を超えています。

11 ■ 施策の方向性

12 将来にわたり本県水産業が産業として持続的に発展していくため、地域をけん引する優れた
13 漁業経営体を育成するとともに、次代を担う新規漁業就業者の確保・育成に取り組めます。

14 ■ 具体的な取組

15 (1) 地域漁業の核となる担い手の育成

- 16 ○ 漁業・養殖業復興支援制度の活用による安定的な生産体制構築について定めた「地域漁業復
17 興計画」に基づく収益性の向上等の取組を通じ、優れた経営感覚を備えた漁業経営者の育成
18 を推進します。
- 19 ○ 漁協青壮年部や女性部の販売促進などの活動を支援するとともに、青年漁業士の経営管理等
20 の資質向上に向けた研修等の取組を推進します。
- 21 ○ 経営等に関する指導・助言を行うとともに、漁業者等自らが行う漁業地域の活性化に向けた
22 取組を支援し、安定した経営を実践する若手漁業者の育成に取り組めます。

23 (2) 次代を担う新規漁業就業者の確保・育成

- 24 ○ 経営力の優れた漁業経営体の育成や、若手漁業者の漁業制度等に関する基本的な知識や漁業
25 生産に関する技術・技能習得のための研修会の実施を支援します。（再掲）

- 1 ○ 関係団体等が行う小中学生を対象とした漁業体験学習や水産出前教室など、子どもたちが海
2 の生き物に親しみながら漁業への理解を深め、将来の就業へつながる取組を支援します。
3



ベテラン漁業者による若手への漁業研修



小学生を対象とした乗船体験

4

5 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
沿岸漁業新規就業者数	— (75人) ※H23～R2 累計（参考）	累計 100人 以上 ※R3～R12 累計
漁業経営体数	R2 577 588 経営体	500 経営体 以上

6

7 4 経営の安定・強化

8 ■ 背景／課題

- 9 ○ 頻発する自然災害や価格下落等のリスクへの対応を始め、経営体が抱える課題は多様化・高
10 度化しており、関係団体や民間企業等との連携を強化しながら、各経営体の実情に即した総
11 合的な支援が求められています。
- 12 ○ 農林水産業は死亡事故等の発生率が他産業と比べて高い状況にあります。
- 13 ○ 農業については、繁忙期を中心に、労働力不足が顕著となっています。また、畜産について
14 は、規模拡大により毎日の飼養管理や搾乳作業など労働負担が大きくなっています。
- 15 ○ 林業については、作業環境が天候に左右されやすく、作業箇所は傾斜地が多いことや丸太な
16 どの重量物を取り扱うことなどから、労働災害の発生頻度が他産業と比べて高い状況となっ
17 ています。
- 18 ○ 水産業については、漁業の生産量及び生産額が震災前の水準に回復しておらず、漁業者や水
19 産流通・加工業者の経営は厳しい状況です。
- 20 ○ 漁業操業中における救命胴衣（ライフジャケット）の未着用の事例がわずかに認められます。
21 また、安全航行に有効な船舶自動識別装置（AIS）⁴²の普及は大型船にとどまり、沿岸の
22 小型船には広く普及していません。
- 23

⁴² 船舶自動識別装置（AIS）：船舶の識別符号、種類、位置、針路、速力、航行状態及びその他の安全に関する情報を自動的にVHF帯電波で送受信し、船舶局相互間及び船舶局と陸上局の航行援助施設等との間で情報の交換を行うシステム。

■ 施策の方向性

地域の農林水産業を支える担い手に対して、経営安定に向けた技術や取組等を総合的に支援していくとともに、経営改善や規模拡大等の取組に伴う負担軽減のため、資金面の支援や、収入保険制度等の活用、雇用人材の調整・確保、労働安全の確保、農福連携の推進など、経営の安定・強化に向けた取組を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 経営安定に向けた支援

- 高度な技術の導入や地域産業6次化など、意欲ある農林漁業者が行う取組について、先進的農林漁業者や関係機関・団体、民間企業、福島大学を始めとする教育機関等と連携して支援します。また、経営の安定に必要な技術や関連する支援策等の情報を提供します。
- 制度資金の融資枠の確保と円滑な融通に努めるとともに、金融支援策についてホームページ等を活用して効果的な周知を図ります。
- 漁船建造や代替船購入、エンジン交換に必要な資金の融通に取り組めます。
- 災害や新たな感染症などの影響により収入が減少するリスクに備え、農業保険制度の目的や仕組みの周知に努め、収入保険や農業共済等への加入を促進します。
- 経営所得安定対策を始め、野菜価格安定制度、肉用牛肥育・肉豚経営安定交付金等の活用を促進します。
- 中小規模農家に対しては、個々の農業経営の状況に応じた普及指導や新技術の導入を始め、コスト削減に向けた共同利用施設・機械等の整備、多様な主体による集落営農や地域ぐるみで行う共同活動の推進、地域の特色をいかした園芸産地の育成や地域資源を活用した地域産業6次化の取組等を支援します。
- 農作業安全や熱中症対策の徹底等の啓発に取り組むとともに、農業機械の安全操作等の研修や~~トラクター転倒通報アプリ~~国の農作業安全等情報提供アプリ「MAFF アプリ」の活用を推進し、高齢者等の農作業事故を防ぎます。
- 安全衛生指導員による林業作業現場の巡回指導などにより労働安全衛生対策に取り組み、林業労働災害の低減を図ります。
- 漁労作業時の安全確保のための啓発に取り組むとともに、沿岸から遠洋まで対応する各種無線機器の整備・更新など漁業無線局の設備等の改修により、漁船の安全航行を確保します。

(2) 雇用人材の安定確保

- 農業現場に必要な人材を確保するための労働力確保システムを、関係団体等と連携し運用します。また、労働力を受け入れる農業経営体の労務管理能力等の資質向上や経営改善にも資するGAPの導入・実践を図り、働きやすい環境づくりを推進します。
- 酪農ヘルパー⁴³やコントラクター（飼料生産組織）⁴⁴などの外部支援組織の育成と活用に向けた取組を進めます。
- 外国人材の受入・活用を促進します。

⁴³ 酪農ヘルパー：1年を通じて朝夕2回の乳搾りが欠かせない酪農家が休みを取る際に、酪農家に代わって乳搾りや餌やり、牛舎の清掃等の作業を行う職業。

⁴⁴ コントラクター（飼料生産組織）：畜産農家等から飼料作物の播種や収穫作業、堆肥の調整・散布作業等を請け負う組織。

1 (3) 農福連携等の促進

- 2 ○ 障がい者の自信・生きがいの創出、社会参画の促進としても期待される農福連携⁴⁵の推進に
3 向け、障がい者の農作業体験会の実施や農福連携のメリットの発信等を通じた農業・福祉相
4 互の理解向上や、働きやすい環境の整備、受け入れる農業経営体の作業体系の見直し・効率
5 化等を図るとともに、福祉事業者の農業参入を支援します。また、林福連携や水福連携の取
6 組を検討するとともに、高齢者も含めた連携を推進します。

7



大型特殊操作研修(乗車前の安全確認)



福島の農業求人サイト「みづかる農しごと」

8

9 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
農業経営収入保険への加入件数	R2 1,515 件	5,120 件 以上

10

⁴⁵ 農福連携、林福連携、水福連携：障がい者等が農業・林業・水産業の分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

農林水産業は食料の供給や景観の保全等様々な役割を担う一方で、自然災害や新型コロナウイルス拡大など、様々なリスクの影響を受けます。

東日本大震災・原子力災害、令和元年東日本台風、新型コロナウイルス感染症等の対応・経験を踏まえ、国の対策等も活用しながら、生産・経営の継続に向けて迅速かつ確実に対策を講じます。



令和元年東日本台風による農業用ハウス及び樹園地の浸水

緊急対策

- ・需要減 → 新たな販路の開拓や多様な販売手法の確立、学校給食への地元産農林水産物の活用など消費拡大対策、保管・管理費用等の支援 等
- ・売上の減少 → セーフティネット資金等の制度資金融資 等

生産基盤の復旧等

- ・被災した農地や生産施設等の復旧
- ・経営や品目の転換、改植等の支援
- ・次期作のための種苗・肥料の購入への支援 等

新型コロナウイルスや自然災害への備え

- ・農業保険（収入保険や農業共済）、漁業共済への加入促進
- ・園芸・畜産関係の経営安定対策（国）への加入促進 等

TOPICS

「林業アカデミーふくしま」研修実施中！ 令和4年度本格開講！

最新の訓練機器を備えた新たな研修施設と
充実した研修カリキュラムにより、福島の
未来を担う林業従事者を育成します。



研修生募集のポスター



研修施設完成予想図研修施設外観



第3節 生産基盤の確保・整備と試験研究の推進

1 農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備

■ 背景／課題

- 認定農業者等担い手への農地集積面積は、令和2年度で県耕地面積の37.5%の51,889haと、年々増加しているものの、中山間地域等の条件不利地域や果樹地帯においては集積が進んでいない状況です。
- ほ場整備率は、震災以降、年々増加しており、更なる収益性の向上を図る生産基盤の整備が必要となっています。
- 多くの農業水利施設や農道では耐用年数を経過しているなど、老朽化が進行しています。
- 農業者の減少が進む中、農業用施設の保安全管理を担う土地改良区の運営は、今後ますます不安定になることが想定されます。

■ 施策の方向性

産地の生産力・競争力の強化のために、意欲ある担い手への農地の集積・集約化、農地の大区画化・汎用化等を推進します。また、農業用施設等の適切な保安全管理と長寿命化、土地改良区の施設管理体制と運営基盤の強化を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 担い手への農地集積の推進

- 市町村、地域の農業者、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と連携し、地域計画の実現に向けた密接な連携による一農地プランの実質化と実践の取組を支援するとともに、農地中間管理事業を効果的に活用し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を進めます。

(2) 農業生産基盤の整備

- 農地中間管理機構等との連携を図りつつ、農地の大区画化や水田の~~畑地化~~、汎用化汎用化・~~畑地化~~等の基盤整備について中山間地域を含めて推進します。また、導入・普及を進めているスマート農業技術の活用に適した基盤整備を推進します。
- 中山間地域等においては、地域の特色を活かした農業の維持・発展を図るため、農地や農業水利施設、情報通信環境の整備など必要となる農業生産基盤の整備を推進します。

(3) 農業水利施設等の保安全管理と長寿命化の推進

- 既存の基幹的農業水利施設の機能保全計画を策定し、計画的な補修・更新による施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減に向けた取組を推進します。
- 橋梁やトンネル等農道施設を管理する市町村等に対し、点検、診断等の技術支援を行い、農道のストックマネジメント⁴⁶を推進します。
- 土地改良区について、地域計画を踏まえた農業水利施設の保安全管理に関する計画（連携管理

⁴⁶ スtockマネジメント：農業水利施設や農道などの施設の定期的な機能診断により適切な保全対策を実施し、継続的・効率的・合理的に施設を管理する手法や技術体系。

1 保全計画⁴⁷⁾の策定を支援するとともに、准組合員制度の導入や、土地改良区の統合、貸借
2 対照表を活用した施設更新に必要な資金の計画的な積立等の取組を推進し促進を図ること
3 により、施設管理体制と運営基盤を強化します。（再掲）
4



大・農地プラン地域計画策定に係る地域の話し合い



ほ場の大区画化や水田の汎用化による大豆の栽培状況



老朽化した頭首工の補修状況(左:施工前 右:施工後)

5

6 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
担い手への農地集積率	R2 37.5 %	75 % 以上
ほ場整備率	R2 73.0 %	78 % 以上
補修・更新により安定的な用水供給機能が維持される面積	— ha	累計 63,356 ha 以上 (R4～R12)

7

8

⁴⁷⁾ 連携管理保全計画（通称 水土里ビジョン）：土地改良区や市町村等の関係者が共同して、将来の保全体制を構築するもの。必要に応じ、土地改良区の再編整備（合併等）も記載。（令和7年4月施行「改正土地改良法」で位置付けられた。）

2 林業生産基盤の整備

■ 背景／課題

- 民有林内の林道、林業専用道及び作業道は令和2年までに6,766kmが整備されています。引き続き路網の整備や、高齢級化した人工林の適切な更新が必要です。
- 木材（素材）生産量は、平成27年に震災前の水準を超え、その後も増加傾向にあります。木質バイオマス関連施設や国産材製材工場の新設・増設も踏まえ、引き続き需要に応じた安定供給体制を整備していく必要があります。
- 今後ますます資源量が増加する大径材の需要の創出が求められています。

○ 帰還困難区域内の森林は長期間立ち入ることができなかったことから、森林整備の再開に向けて、林道等路網の被災状況を把握し、計画的な復旧や機能回復に取り組む必要があります。

■ 施策の方向性

林業生産基盤の整備と充実を図るため、効率的な森林整備のための林内路網整備を進めるとともに、木材（素材）生産基盤の整備や大径材の利用拡大に向けたサプライチェーンの構築など、県産材の安定供給体制の整備を進めます。

■ 具体的な取組

(1) 林内路網整備の推進

- 効率的な森林整備のための林業専用道などの整備を図ります。
- 市町村等の公的主体による森林整備と併せて行う森林作業道の開設を支援します。

(2) 県産材の安定供給体制の整備

- 高性能林業機械の導入や木材加工流通施設等の整備など、木材（素材）生産基盤整備を促進します。
- 資源量が増加する大径材の需要創出や高付加価値化、効率的な活用を推進するほか、サプライチェーンの構築を促進します。



森林作業道の開設



高性能林業機械による森林整備

1 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
林内路網整備延長	R2 6,766 km	8,860 km 以上
木材（素材）生産量	R1 907 千m ³	1,350 千m ³ 以上

2

3 3 漁業生産基盤の整備

4 ■ 背景／課題

- 5 ○ 東日本大震災で被災した県内の漁港や水産業共同利用施設、漁船等の復旧・整備は進んでき
6 ましたが、操業拡大に向け漁場に残存した震災がれきの除去や、生産量の増加に対応する水
7 産関連施設の整備等が必要となっています。
- 8 ○ 震災により浸食等を受けた漁場やがれき撤去後の漁場の生産性を高める必要があります。
- 9 ○ 磯焼け、漂砂の流入等による漁場面積の減少や海水温上昇による漁場生産力の低下が進んで
10 います。
- 11 ○ 流通拠点漁港（松川浦漁港、請戸漁港）及び生産拠点漁港（釣師浜漁港、真野川漁港、久之
12 浜漁港、豊間漁港）の6漁港については、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」（平
13 成29年3月水産庁）に基づき防波堤等の耐震・耐津波・耐波浪対策を実施する必要があります。
14 また、すべての漁港において、各漁港施設の健全度を見極めながら計画的に機能維持
15 工事を実施していく必要があります。

16 ■ 施策の方向性

- 17 漁業生産基盤の整備と機能強化を図るため、漁業活動を支える水産関連施設等の整備を進め
18 るとともに、漁場の生産力の回復と向上を一体的に推進します。

19 ■ 具体的な取組

20 (1) 漁場の整備

- 21 ○ 漁場内に残存したがれき等の撤去を進めます。（再掲）
- 22 ○ 震災や漁場環境の変化により生産力が低下した漁場について、食害生物の駆除、^{しんせつ}浚渫や客
23 土、海水交流のための水路等の整備により機能回復を図ります。また、生産性の高い新規漁
24 場の造成などウニによる磯焼け等に起因する漁場面積の減少に対応した取組を支援しま
25 す。（再掲）
- 26 ○ 未利用海域や漁港周辺の静穏域等を活用した生産性の高い新規漁場の造成を推進します。

27 (2) 漁港施設・漁港周辺施設の整備

- 28 ○ 水産業復興に必要な新たな水産関連施設（水産加工施設、流通施設等）の整備を支援す
29 るとともに、市場流通機能の向上を図る水産物産地市場の機能分担等、効率的な流通構造の
30 改革に必要な取組を支援します。（再掲）
- 31 ○ 防波堤等の耐震・耐津波・耐波浪対策を実施し、漁業の効率化、安全性向上を図ります。
- 32 ○ 防波堤及び岸壁等の点検を行い、施設の老朽化、健全性の把握を踏まえた漁港ごとの機能保
33 全計画を立案した上で、施設の計画的な維持管理と機能維持により安定的な漁業活動の確保
34 を図ります。

35



起重機船による漁場内に残存しがれき等の除去作業



磯焼けが発生した漁場

■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
復旧した漁場等の生産力の発揮に取り組んだ団体数	R1 15 件	累計 20 件 以上 (R3～R12)

4 戦略的な品種・技術の開発

■ 背景／課題

- 避難地域等における営農再開の加速化や、特定復興再生拠点区域における営農再開に向けて、安全確保のための放射性物質対策や地力が低下した農地における栽培技術の確立が必要となっています。
- 山菜やきのこ、魚介類の一部に出荷制限が継続されているとともに、コナラ等広葉樹のきのこ原木への利用が困難な状況が続いており、安全確保のため、放射性物質対策等の技術開発が必要となっています。
- 県産農林水産物の市場競争力を高めるため、新品種や生産技術の開発が必要となっています。
- 資源量が増加する大径材や特色ある山菜、きのこを活用する技術の開発が必要となっています。
- 種苗放流後の生存率を向上させ、更なる資源回復を図るため、つくり育てる漁業の高度化に向けた新たな技術等の開発が必要となっています。
- 地球温暖化に伴う気象変動や異常気象により、農林水産物の生産量の減少や品質等の低下が懸念されています。

■ 施策の方向性

放射性物質対策や被災産地の再生のための技術開発など震災対応の研究を進めるとともに、産地の生産力・競争力の強化や中山間地域等における農林業所得の向上に向けて、地域特有の課題解決や県オリジナル品種開発、地球温暖化への対策など、生産現場や消費者等の多様なニーズに対応した研究開発を戦略的に推進します。

■ 具体的な取組

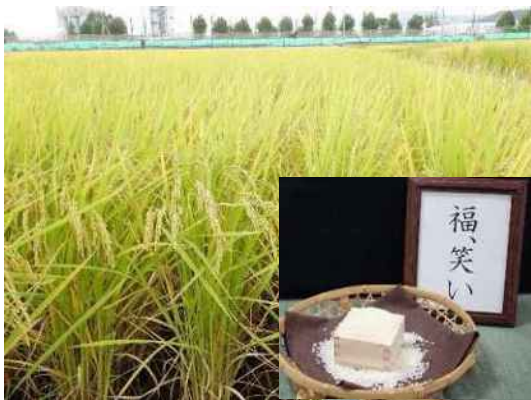
(1) 多様なニーズに対応した品種・技術の開発と普及

- 放射性物質低減等の対応技術の開発に取り組むとともに、安全な農産物が生産できることの確認や、除染等により地力低下等が懸念される中で収量・品質を確保するための肥培管理等の手法を検証する作付実証を進めます。また、放射性物質の林産物・特用林産物への影響の実態把握と、吸収抑制技術の開発に取り組めます。さらに、水産物や漁場環境の放射性物質関連研究、栽培漁業の再開、資源管理及び調査研究等に取り組めます。（再掲）
- 地球温暖化等の気候変動に対応しつつ、産地の生産力・競争力の強化につながる、水稻、野菜、花き、果樹、きのこ等の県オリジナル品種の開発や、家畜の優良系統の造成、農畜産物の品質向上技術（機能性成分の特定、定量化等を含む）、水産物の鮮度保持技術等の開発に取り組めます。
- 福島大学食農学類や福島国際研究教育機構（F-REI）、民間企業等との産学官連携を通じた知見の集積・共有により、試験研究のスピードアップや効率化、「ふくしま」ならではの高付加価値の創出を図るとともに、得られた成果の生産現場への速やかな普及に取り組めます。
- スマート農業・林業⁴⁸・水産業⁴⁹など、生産コストの大幅な削減につながる省力的、効率的な生産技術の開発を進めます。
- 特色ある山菜やきのこの選抜と栽培技術の開発を進めます。
- コナラ等広葉樹について、きのこ原木として安全に利用する技術に加え、きのこ原木以外の用途にも利用拡大を図る技術開発を進めます。
- 資源量が増加するスギ大径材の利用を促進する技術の開発を進めます。
- 水産資源の持続的かつ効率的な資源管理手法の開発を進めるとともに、漁業者による資源管理の取組の拡大を支援し、「ふくしま型漁業」の実現を図ります。
- ホシガレイや内水面魚種の種苗生産・放流技術の研究、新たな栽培対象種の研究を進め、つくり育てる漁業の高度化を図ります。
- 内水面の生態系に影響を与える外来生物の駆除技術の開発等を進めます。また、アユなどの増殖対象種の放流技術等の研究開発を進めるとともに、コイなどの養殖対象種の安定的な生産に向けた生産技術の開発を進めます。
- 地球温暖化等の気候変動や極端な気象現象による農林水産物や森林・水産資源への影響の評価・予測と対策技術の開発、環境と共生する生産技術や外来生物対策の確立に取り組めます。
- 成長に優れたエリートツリー⁵⁰の種苗生産体制を確立し、森林による二酸化炭素の吸収作用の強化を図ります。

⁴⁸ スマート林業：森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産を可能にするため、地理空間情報やICT、ロボット等の先端技術を活用した林業。

⁴⁹ スマート水産業：ICTを活用した漁業活動や漁場環境の情報収集等を通じて、適切な資源管理の促進、生産活動の省力化、操業の効率化、漁獲物の高付加価値化等により生産性を向上させる取組。

⁵⁰ エリートツリー：成長が優れた木として選抜された「精英樹」のうち、優良なもの同士（親）を人工交配によりかけ合わせ、その中（子「第二世代精英樹」という）からさらに成長形質等の優れた性能を有する個体を選んだもの。



県オリジナル品種「福、笑い」



県オリジナル品種「べにこはく」



効率的なエリートツリーの種苗生産体制
(特定母樹のミニチュア採種園)



水産種苗の生産技術開発
(アユの完全閉鎖循環飼育システム)

1

2 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
農林水産試験研究機関が開発した 技術件数	－ 件 （265※） ※H24～R2 累計（参考）	累計 315 件 以上 （R4～R12）
オリジナル品種等の普及割合	R2 16 %	30 % 以上
水産試験研究機関が開発した技術の 導入魚種数	R2 14 魚種	50 魚種 以上

3

4

5



第4節 需要を創出する流通・販売戦略の実践

1 県産農林水産物の安全と信頼の確保

■ 背景／課題

- 一部の品目で出荷制限指示等が続くなど、放射性物質による影響が残っています。
- 消費者庁の調査において、都市圏消費者の8%程度が依然として放射性物質を理由に本県産食品の購入をためらうと回答しているとともに、海外においては14の国・地域で輸入規制が継続（令和3年10月現在）されています。
- 農薬誤使用や残留基準値超過の防止を徹底していく必要があります。
- 家畜疾病の発生予防や及びまん延防止のため、農場の衛生管理を徹底していく必要があります。
- 消費者等から選ばれる産地の確立や、食品表示の適正化を図っていく必要があります。
- 有毒プランクトンが原因となって毒化するムラサキガイやアサリなどの貝類の出荷を防止する必要があります。

■ 施策の方向性

県産農林水産物の安全性を確保するため、科学的な知見に基づく生産段階の対策の推進と検査に取り組めます。

県産農林水産物に対する消費者の信頼を確保するため、積極的な情報発信に努めます。

■ 具体的な取組

(1) 県産農林水産物の安全性の確保

- 放射性物質に係る科学的な知見に基づく以下の取組を推進します。
 - 品目ごとの特性に応じた放射性物質の農作物への移行低減対策や吸収抑制対策等の取組を推進します。
 - 農林水産物のモニタリング検査を継続し、基準値を超過する農林水産物の流通を防止するとともに、出荷制限等の計画的な解除を進めます。
 - 検査結果を迅速に分かりやすく公表します。
 - 産地が自主的に行う農林水産物の放射性物質検査等の取組を支援します。
 - 牧草等のモニタリング検査及び畜産農家における飼養状況の確認を実施し、安全な自給飼料の生産・利用を推進します。
 - 安全な特用林産物の流通に向けた取組を継続して実施するとともに、安心きこの栽培マニュアル等に基づく栽培技術の普及を図ります。
 - 内水面魚種の出荷制限等の計画的な解除を進め、内水面における漁業再開、遊漁者数の回復を図ります。
- 農薬管理指導士及び農薬適正使用アドバイザーの認定等により指導者を育成するとともに、GAPの普及推進と併せ、農薬使用者等を対象とした講習会や研修会を開催し、農薬の適正使用を推進します。
- 飼育動物診療施設への指導を通じ、適正な獣医療の提供を推進するとともに、促進します。
また、農場指導や清浄化事例を基にした講習会の開催、広報紙の配布等を実施し、家畜の飼

養衛生管理⁵¹を徹底を図りますとともに、家畜伝染病のまん延を防止する体制強化を図ります。

- 生産段階における貝毒⁵¹検査等の取組や流通段階における衛生管理の取組を推進し、食中毒のおそれがある海産物の市場流通を防止します。

(2) 県産農林水産物に対する消費者等の信頼の確保

- 農林水産物及び加工食品の放射性物質検査結果を多言語かつリアルタイムで公表し、科学的根拠に基づく安全性の情報を国内外へ発信します。
- 安全と品質の太鼓判となるGAPの認証取得を支援します。特に、団体認証やグループでの認証取得を重点的に推進し、認証取得の面的拡大を図ります。また、GAP認証取得農産物の消費者・実需者等への認知度向上に取り組みます。
- 生産段階のGAP及び食品加工段階のHACCPにより一貫した品質・衛生管理を推進し、信頼されるフードサプライチェーン⁵²の構築に取り組みます。
- 食品関連事業者に対する食品表示制度の周知や相談への対応、不適正な表示事案の改善指導により、適正表示を確保します。
- 水産資源の持続性や環境に配慮した漁業に対する認証である水産エコラベルの認証取得を推進します。



農林水産物のモニタリング結果の情報発信



米の安全性確保に向けた全量全袋検査

18 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値 (R12)
第三者認証 GAP 等※を取得した経営体数	R2 680 経営体	1,800 経営体 以上
内水面遊漁者数	R1 39,877 人	56,000 人 以上
食品表示法に基づく生鮮食品の適正表示割合	R1 91.2 %	100 %

※第三者認証 GAP 等とは、第三者認証 GAP (GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP) 及びふくしま県 GAP (FGAP)

⁵¹ 貝毒：主に二枚貝が、ある種の毒素（自然毒）を持った植物プランクトンを餌として食べて体内に蓄積させた、人に有害な毒素。

⁵² フードサプライチェーン：農林水産物の生産、食品加工、流通、販売から消費者へ食品が届き、最終的に廃棄・リサイクルされるまでの一連の流れ。食品の品質向上や安全性確保のほか、廃棄物のリサイクルによる循環や再生可能エネルギーの利用による持続可能なサプライチェーンの構築など、食品・農林水産業の脱炭素化を進める上でも事業者間の連携が重要とされる。

2 戦略的なブランディング

■ 背景／課題

- 本県には、米、もも、きゅうりを始め、福島牛など、品質の高さ、供給力や認知度の面において全国有数のブランド力を有する農林水産物があります。
- 社会構造、ライフスタイルの変化から消費者等の食に対するニーズは多様化し続けており、農林水産物の産地間競争が激化しています。
- このような環境下において、本県農林水産業が持続的に発展していくためには、県産農林水産物が消費者等から選ばれる食材となるよう、その価値を高めていく必要があります。

■ 施策の方向性

産地をけん引するトップブランドの育成や県産農林水産物の魅力の発信を戦略的に進め、県産農林水産物の更なるブランド力強化を図ります。

■ 具体的な取組

(1) ブランド化の推進

- 県産農林水産物の魅力を県内外に広く理解し、選択してもらえよう、積極的なマーケティングを展開し、するとともに、全国でもトップレベルの品質を誇る県産農林水産物を定時定量・定質に生産・供給する体制を構築し、「ふくしま」ならではのブランドを確立します生産から消費に至る取組の連携強化を図りながら、産地戦略「ならではプラン⁵³」の作成・実践等を通して県産農林水産物の高付加価値化・生産力強化を進めるとともに、戦略的情報発信を一体的に行うことでブランド力の強化を図ります。
- 米どころふくしまをけん引する県オリジナル品種「福、笑い」を戦略的にトップブランドへと育成するとともに、もも、りんご等の県オリジナル品種等を活用した産地づくりと販売促進を一体的に進め、県産農林水産物のブランド力を強化します。
- 県内の酒蔵でつくられた酒粕を餌に加えて生産された福島牛「福粕花」の食味の特徴を消費者や流通事業者へ周知し、飲食店や小売店での取扱いの拡大を図ることにより、福島牛全体のブランド力を強化します。
- 地理的表示(GI)保護制度や地域団体商標の活用促進を図り、地域産品の評価、知名度向上を図ります。
- GI登録農林水産物を始めとする地域産品について、パッケージデザインやロゴマークの改善など魅力あふれる商品づくりに向けたブランディングの取組を支援します。
- 少量パックや小分けなど多様なライフスタイルに応じた商品形態への対応を促進します。
- なめこ、ほんしめじの県オリジナル品種を活用し、特色あるきのこ産地の形成を図ります。

(2) 県産農林水産物の魅力発信

- テレビCM、雑誌などのメディアやSNSの活用により、県産農林水産物の安全性や魅力等の情報を積極的に発信します。
- トップセールス、量販店や飲食店等のフェア、県アンテナショップ等を通じて、県産農林水産物の更なる認知度向上と魅力の発信によるブランド力の強化や県内外における需要の拡大を図ります。

⁵³ ならではプラン：精緻な市場調査に基づいた生産、流通、消費の各段階における現状分析を行い、市場関係者及び消費者等のニーズや、産地・品目の強みや弱みを把握し、県や団体等の関係者が一丸となって生産から流通、販売、PRに一体的に取り組む産地戦略のこと。



トップブランド米「福、笑い」の発表

日本一の米をつくりたい。

米どころ、ふくしまの想いをのせて。
14年もの月日をかけてとりついた
「かおり、あまみ、ふくまかき」。
選ばれた作り手だけが育てることができる。
はじめての美味しき。
福、笑い ふくしまから



「福、笑い」パッケージ



もも県オリジナル品種「ふくあかり」



色鮮やかで良質な霜降りの「福島牛」



ほんしめじの県オリジナル品種「ふくふくしめじ」



常磐ものの代表格「ヒラメ」

1

2 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値	目標値（R12）
「福、笑い」と全国高級ブランド米との価格比	— %	100 % 以上
ももの取引価格	R2 484 円/kg (H28～R2 平均値)	589 円/kg 以上
銘柄「福島牛」の取引価格	R2 2,139 円/kg	3,008 円/kg 以上

3

1

TOPICS

2

福島県オリジナルが2つデビュー！

3

○福島県オリジナルいちご品種 「ゆうやけベリー」

4

福島県が10年もの月日をかけて開発したオリジナルいちご「ゆうやけベリー」が、令和4年12月にデビューしました。

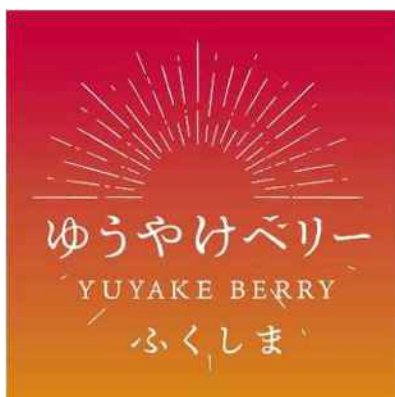
6

「ゆうやけベリー」という名称は、橙色を感じさせる鮮やかな赤色を表現したもので、全国から公募した中から選ばれました。

8

大果の割合が高く、形も良いのが特徴で、味わいは甘みや香りが強く感じられる品種となっています。

9



10

11

○福島県オリジナルブランド牛 福島牛『福粕花』^{ふくはっか}

12

福島県が全農福島県本部や福島大学とタッグを組み、約4年の歳月をかけて開発した、新しい県オリジナルブランド牛 福島牛「福粕花」が令和6年12月にデビューしました。

14

福島牛「福粕花」は、県内の酒蔵でつくられた酒粕を餌に加えて生産された牛肉で、柔らかくジューシーで脂の甘味が強いことが特徴です。

16

全国トップレベルの酒造技術を持つ福島日本酒の酒粕と、畜産農家の情熱の結晶である福島牛が掛け合わさってできた、正に「ふくしまプライド。」の象徴として、福島牛のブランド力の向上に大いに寄与するものと期待されます。

18



19

TOPICS

「福島ならではの」農林水産物ブランド力強化の推進！

～各産地における産地戦略「ならではのプラン」の策定、実践～

福島県では、令和4年度に「福島県農林水産物ブランド力強化推進方針」を策定し、各産地の関係団体・機関とともに、産地戦略である「ならではのプラン」の策定・実践に取り組んでいます。

これまで、令和5年度に、県北・もも、会津・アスパラガス、いわき・ねぎの3産地、令和6年度に、伊達のあんば柿、福島さくらのピーマン、岩瀬きゅうり、東西しらかわのいちご、昭和かすみ草の5産地、令和7年度に、郡山・きゅうり、相双・ブロッコリー、県域・菌床しいたけの3産地において、「ならではのプラン」を策定しました。

また、各産地では、策定した翌年度からはプランの実践に取り組んでいます。

県内各産地における「ならではのプラン」の策定・実践を通して、本県農林水産物のブランド力強化を推進しています。



市場調査



プラン実践に伴うテスト販売



ワーキンググループにおける検討



市場評価に基づくパッケージデザインの改良

3 消費拡大と販路開拓

■ 背景／課題

- 米や牛肉、果物、しいたけなどの価格は震災前の水準に回復しておらず、震災後失った販売棚はいまだ回復していません。
- 多様化したライフスタイルに対応するため、消費者の購買形態の変化に応じた対策を講じていく必要があります。
- 沿岸漁業や沖合・遠洋漁業の生産量の増加に向けて、需要の創出と販路の確保が必要となっています。
- 震災後、本県産食品に対する輸入規制を敷いた 55 の国・地域の規制緩和・解除は進んだものの、依然として 14 の国・地域で継続（令和 3 年 10 月現在）しています。

■ 施策の方向性

多様化する消費・販売ニーズに対応するため、マーケットインの視点に立った生産・販売を基本に、国内外における戦略的な販売促進により販路の開拓を推進します。

また、県産農林水産物の消費拡大を図るため、地産地消を推進します。

■ 具体的な取組

(1) 国内における販売強化

- 「ふくしまプライド。⁵⁴」の下、量販店におけるフェアやオンラインストアの活用、食品事業者や中食・外食事業者、食品加工事業者等の業務用事業者バイヤーとのマッチング、商談機会の提供により県産農林水産物の販路拡大を推進します。
- 住宅分野のほか、中・大規模建築物などの非住宅分野への利用など、県産材製品の新たな販路拡大を促進します。
- ~~おぎなフェスティバルや朝市など水産関係イベントの開催のほか、量販店や外食店、企業の社員食堂を対象とした新たな販路開拓の取組や消費者ニーズを的確に捉えた流通の改善・効率化を図る取組を支援します大手量販店への県産水産物の優先販売コーナーの設置、県内水産物を取り扱う飲食店等の PR 等を行うほか、首都圏等におけるイベントへの出展や産地市場における朝市の開催等を支援し、県産水産物の消費拡大と販路の確保に取り組みます。~~

(2) 地産地消の推進

- ~~「がんばろうふくしま！」応援店⁵⁵の参加事業者の拡大及び県内量販店や直売所、宿泊施設等との連携による販売キャンペーン等の取組を推進し、や直売所における課題解決を推進し、~~県民が地元食材等の魅力に触れる機会を創出することで、米を始めとした県産農林水産物の県内消費を進めます。
- 農林漁業体験を通じて子どもたちが保護者と共に旬の県産農林水産物と触れ合える機会を創出します。また、保育所や学校の給食での地元食材の活用などを通じて、県産農林水産物への理解を深めるとともに、幼少期から健康的な食生活を浸透させ、県民の健康長寿にもつながる地産地消を推進します。
- 学校給食における地元食材の活用を進めるため、啓発活動を実施するとともに、和食献立の取入れなど、学校給食が生きた教材となるよう、日本型食生活の理解促進を進めます。また、

⁵⁴ ふくしまプライド。：福島県の人々が、日々努力し、誇りを持ってつくりあげてきた、農作物や県産品、観光サービスなどを、広く全国の方々に伝える、福島県のコミュニケーションメッセージ。

⁵⁵ 「がんばろうふくしま！」応援店：県内外の販売店・飲食店と連携し、県産農林水産物や加工品について、消費者等へ安全性やおいしさなどの魅力を広く情報発信し、風評払拭と購買・消費意欲の向上を図る取組。

子どもたちの望ましい食習慣を形成するために、栄養バランスの整った朝食摂取などを推進し、食べる力の育成を図ります。

- 間伐材等の未利用材などの木質バイオマス利用への促進や市町村等が行う熱源供給施設等の整備を支援し、県産材の利用拡大を図ります。

(3) 海外マーケットへの展開

- 海外の輸入規制の撤廃について、政府間の交渉を強力に進めるよう国に求めるとともに、国と連携し、県産農林水産物の安全性や品質の高さ、魅力等に関する情報発信を継続して取り組みます。（再掲）
- 「福島県県産品振興戦略」に基づき、生産者団体や日本貿易振興機構（JETRO）等の諸機関と緊密に連携し、対象の国・地域のニーズに応じた県産品を安定供給する施設等の整備や、鮮度保持や検疫対応など輸出物流技術の高度化、計画的な進捗管理の実施等により、更なる輸出拡大を図ります。
- 実際に食べていただく機会を創出するなど、品質の高さや美味しさを直接伝える取組を展開し、海外での需要の創出を図ります。
- 県産水産物の安全性等に関する情報を発信し、輸入規制解除後の地域（特に東アジア）については、現地の反応を見極めながら輸出再開の時期を検討します。



県産農林水産物の商談会



ふくしま プライド。のロゴ(一例)



中大規模建築における県産材の利用
(郡山ヘアメイクカレッジ)



水産イベント「おさかなフェスティバル産地市場における朝市」



学校給食での地元食材の活用(ヒラメ)



海外での需要創出(香港でのフェア)

1

2 ■ 施策の達成度を測る指標

指標名	現況値		目標値 (R12)	
県産米の県外での定番販売店舗数	R2	2,481 店舗	3,000 店舗	以上
県内公設市場における県産水産物取扱量の回復割合	H29	33 %	100 %	以上
県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合	R3	54.6 %	70 %	以上
県産農産物の輸出額	R2	227 百万円	300 <u>400</u> 百万円	以上

3

4

Column ふくしま型漁業

本県の水産業は、東日本大震災及び原子力災害により、壊滅的な被害を受け、沿岸漁業は長期の操業自粛を余儀なくされました。そのような中、福島県沿岸の水産資源は、一部の魚種において資源量の増加や大型化が確認されています。本県は、震災前から漁業者自らが資源管理に率先して取り組んできた、資源管理の先進地です。県では、その強みをいかし、増加した水産資源に応じた適切な管理と有効かつ持続的な利用、具体的には、現在の資源状況における最適な獲り方として、震災前のおおむね6割の操業で8割の水揚げ量の確保を目指します。

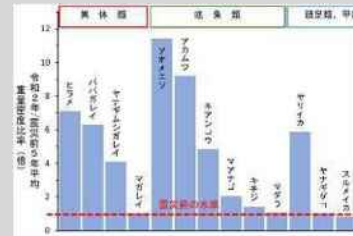
近年の海洋環境の変化により、本県の沿岸漁業ではコウナゴ、シロザケなどの水揚げが減少する一方、トラフグ、タチウオ、イセエビなどの水揚げが増加しています。県では、ICT等先端技術を活用した操業支援システムの実証を進め、海水温等の海況や水産資源の状況等の情報を、漁業者等が迅速かつ簡便に入手できる環境を整備し、海洋環境の変化への対応と操業の効率化を推進しています。

また、魚を傷めない漁獲手法や、シャーベット氷による鮮度保持技術の導入などにより、鮮度やうま味を維持し、付加価値を高める取組も支援しています。

さらに、根幹の取組として、消費者の安心につながる万全な放射性物質検査により、県産水産物の安全性をしっかりと確保しています。

こうした取組を総合的に進めることで、震災前より少ない労力で、震災前を上回る高い収益を目指す漁業を、「ふくしま型漁業」と位置づけています。おり、「ふくしま型漁業」の実現に向け、生産を始め、流通、消費に至る総合的な対策を推進しています。

その他にも、環境に配慮した持続的な漁業であることを示す「水産エコラベル」の取得や県産水産物の魅力を発信するイベントの開催、大手量販店での常設販売棚の設置等、県産水産物への理解と販路拡大にも取り組むなど、生産を始め、流通、消費に至る総合的な対策を推進しています。



(出典)福島県水産資源研究所調べ
福島県沿岸における主要魚種の資源状況(令和2年と震災前5年平均との重量密度比較)

(出典)ふくしま Marine System



ホームページでの洋上ブイの水深別水温情報の配信

TOPICS

「福島鮮魚便の取組」

～県産水産物「常磐もの」の定番商品化に向けて～

福島県は県産水産物の販路確保と消費拡大のため、福島県漁業協同組合連合会や大手量販店等と連携し、県産水産物の優先販売コーナー「福島鮮魚便」を設置しています。

「福島鮮魚便」は、県産水産物の美味しさや安全性、調理方法等を学んだ専門販売員を配置し、その魅力を消費者へ直接伝え、県産水産物が身近な存在になることを目指した取組です。

平成30年6月より始まったこの取組は、令和7年現在、首都圏を中心に愛知県を含む1都6県の17店舗まで展開し、各地域の消費者に広く認知されつつあります。

